

令和5事業年度

事業報告書

自 令和 5年4月 1日

至 令和 6年3月 31日

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	2
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
4	中期目標	5
	(1) 第5期中期目標期間（令和5年度～令和9年度）の概要	
	(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
	(1) 行動憲章	
	(2) 運営上の方針・戦略等	
6	中期計画及び年度計画	8
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	24
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
	(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	29
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業務の適正な評価の前提情報	31
	(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係	
	(2) 畜産（酪農・乳業）関係	
	(3) 野菜関係	
	(4) 特産関係（砂糖・でん粉）	
	(5) 情報収集提供	
10	業務の成果と使用した資源との対比	44
	(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	
	(2) 自己評価（令和5年度項目別評定総括表）	
	(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11	予算と決算との対比	46
12	財務諸表	47
	(1) 貸借対照表	
	(2) 行政コスト計算書	
	(3) 損益計算書	
	(4) 純資産変動計算書	
	(5) キャッシュ・フロー計算書	
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	50

(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 4	内部統制の運用に関する情報	52
1 5	法人の基本情報	52
(1)	沿革	
(2)	設立に係る根拠法	
(3)	主務大臣	
(4)	組織体制	
(5)	事務所の所在地	
(6)	主要関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7)	主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
(8)	翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
1 6	参考情報	60
(1)	要約した法人単位財務諸表の科目の説明	
(2)	その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人農畜産業振興機構（Agriculture & Livestock Industries Corporation。以下「a l i c」という。）は、旧農畜産業振興事業団及び旧野菜供給安定基金を母体として平成15年10月1日に設立されました。

以来、農畜産業分野の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命に、我が国の農業総産出額の約7割を占め、国民の皆様の消費生活において重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、生産者の経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等の発生に対応する緊急対策や農畜産物の生産・流通等に関する情報収集提供等の業務を実施してまいりました。

第5期中期目標期間の1年目である令和5年度は、畜産関連では乳製品の需給緩和への支援に引き続き取り組んだことに加え、円安基調の継続等に伴う配合飼料価格高騰等への取組支援を実施するとともに、黒毛和牛の子牛価格の大幅な下落に対しては、21年ぶりに肉用子牛生産者補給金を交付し繁殖農家を支援しました。また、野菜関連ではオンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト「ベジマチ」の普及を進めました。さらに、砂糖及びでん粉関連では、農林水産省において糖価調整制度の運用見直しが行われ、異性化糖での制度の発動が安定的になされる見込みとなったため、同制度の円滑な運用に向け、システムの整備など遺漏なきよう取り組みました。

また、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化中、関連情報を収集し、広く提供する業務の重要性が一段と高まっています。昨年からは、国内外の関係者との対面による情報交換や取材・調査を本格的に再開しており、新たに海外に人材を派遣し情報収集体制を強化したところです。これまで蓄積したさまざまなツールやパイプを活用して、引き続き、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向、我が国の農畜産物の輸出可能性や輸出促進に関する先進事例などについて情報収集、整理・分析を行い、ホームページや情報誌などを通じて発信していくほか、SNSも活用して農畜産物の生産・流通・消費についての理解の促進に努めたいと考えております。

一方、組織運営につきましては、デジタル・トランスフォーメーションの流れに後れをとらないよう、オンライン化等の対応を着実に進め、生産者や事業者の事務手続の軽減や効率的かつ円滑な業務運営に努めるとともに、ガバナンスの充実・強化に引き続き取り組みつつ、取り巻く情勢の変化に対応し、その責務を果たすことができるよう、役職員一丸となって全力で取り組むこととしております。

本事業報告書が、a l i cの様々な活動についてご理解をいただく一助になることを願っております。

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 天羽 隆



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人農畜産業振興機構法 第3条）

a l i cは、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

- ア 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための肉用牛及び肉豚についての交付金の交付
- イ 加工原料乳生産者の経営の安定等を図るための生産者補給交付金等及び集送乳調整金の交付
- ウ 国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管
- エ 内外価格差の調整を図るための機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- オ 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業（畜産業振興事業）への補助
- カ 肉用子牛生産者の経営の安定を図るための肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付
- キ 野菜生産者の経営の安定等を図るための指定野菜についての生産者補給交付金等の交付
- ク 野菜生産者の経営の安定等を図るためのあらかじめ締結した契約に基づき指定野菜を確保する場合における交付金の交付
- ケ 野菜価格安定法人が行う業務への補助
- コ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業（野菜農業振興事業）への補助
- サ 砂糖の価格調整を図るための輸入に係る指定糖・異性化糖等及び輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し
- シ さとうきび生産者の経営の安定を図るための甘味資源作物交付金の交付及び国内産糖製造事業の経営の安定を図るための国内産糖交付金の交付
- ス でん粉の価格調整を図るための輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
- セ かんしょ生産者の経営の安定を図るためのでん粉原料用いも交付金の交付及び国内産いもでん粉製造事業者の経営の安定を図るための国内産いもでん粉交付金の交付
- ソ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供

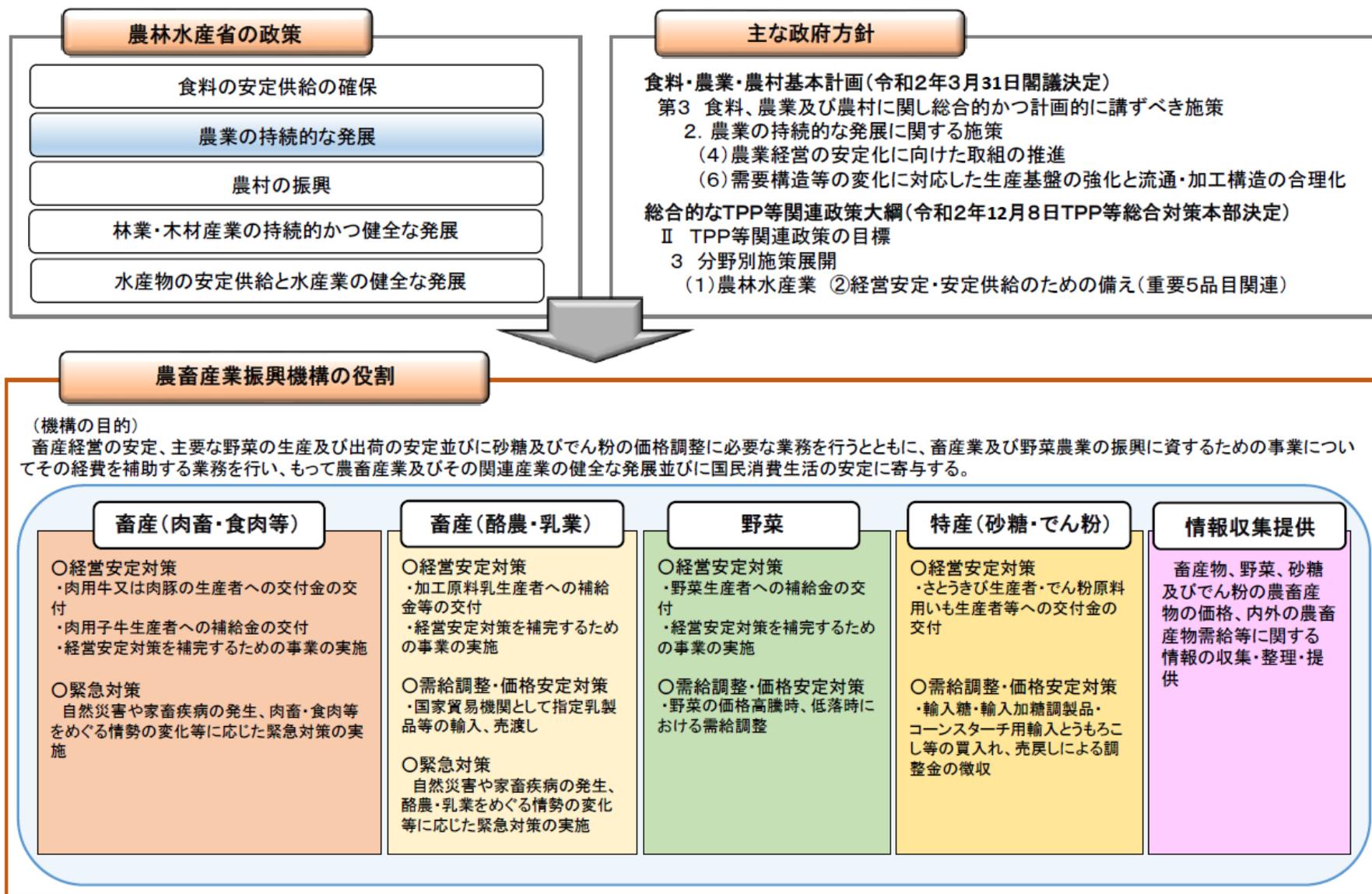
3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（独立行政法人農畜産業振興機構中期目標より抜粋）

a l i c は、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象とした、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

（参考）図1 独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図



4 中期目標

(1) 第5期中期目標期間（令和5年度～令和9年度）の概要

国内における農畜産物・食品については、消費者の低価格志向が続く上に、今後本格的な少子高齢化・人口減少により消費の減少が見込まれています。また、農業分野においても農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も農業者の大幅な減少が見込まれる中で、生産基盤が損なわれることに加えて、大規模災害、家畜疾病等の被害が我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威による経済活動への影響が懸念されています。このため、国は食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）を決定し、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、需給の変化に対応した生産・供給体制を構築する等、食料安全保障の確立を推進することとしています。

基本計画決定以降では、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴う飼料価格の高騰等が我が国の食料や農畜産業の現場に甚大な影響を及ぼしています。また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）では、高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続的な発展に向けた競争力の強化や農業者の所得向上を実現するため、農業分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することとしています。

以上のような農政をめぐる時代の転換にあつては、alicが実施する農畜産物を対象とした、経営安定対策や需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務等が国の施策の推進にとって一層重要となっていることから、alicは引き続き、国との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施することにより、国民の期待と信頼に応え、本中期目標の達成を図ることが求められています。

中期目標の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

セグメント	主な目標
畜産（肉畜・食肉等）関係	(1) 経営安定対策 畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用子牛、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付、肉畜・食肉等に係る補助事業等を実施 (2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者

	への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施
畜産（酪農・乳業） 関係	<p>(1) 経営安定対策 酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、加工原料乳についての交付金の交付、酪農・乳業に係る補助事業等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を実施</p> <p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施</p>
野菜関係	<p>(1) 経営安定対策 生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付や野菜の振興に資するための事業等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業を実施</p>
特産関係（砂糖・ でん粉）	<p>(1) 経営安定対策 地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、交付金の交付等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 制度の円滑な運用を図るため、制度の周知・浸透を図るとともに、砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るための調整金の徴収を実施</p>
情報収集提供	農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、情報収集提供業務を実施

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

a l i c の理念を表した「行動憲章」及び運営上の方針・戦略等は、以下のとおりです。

(1) 行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構

行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構は、我が国の農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民の消費生活の安定に寄与するという使命を担っている。

a l i c 役職員は、こうした使命を果たすに当たり、公的資金を用いて国民生活において重要な農畜産物の安定供給を確保するという責務とその説明責任を深く自覚し、誇りと緊張感をもって業務に臨むとともに、農畜産物の生産・消費の現場に目を向けつつ、以下の指針に基づき、国民へのより良いサービスの実現に最善を尽くす。

- 1 法令と社会規範を遵守し、高い倫理観を保持する。
- 2 効率的かつ的確に業務を遂行する。
- 3 幅広い専門知識やノウハウを、蓄積・継承する。
- 4 真摯なコミュニケーションを通じ、職場内外での連携を深める。
- 5 情勢の変化に常に注意を払い、柔軟かつ迅速に対応する。

(2) 運営上の方針・戦略等

TPP11 協定等の発効以来、新たな国際環境の下、我が国の農畜産業は、持続的発展に向けてその体質強化と成長産業化を進めることが喫緊の課題となっています。こうした中で、a l i c の実施する牛・豚マルキン制度の国内生産者向けの経営安定対策や乳製品の輸入売買、野菜の価格安定制度、砂糖の価格調整制度などの需給調整・価格安定対策等の業務は、我が国の農畜産業の競争力強化策の根幹となるものであり、その執行に万全を期すとともに、近年多発する自然災害や動物疾病等に係る緊急対策を迅速かつ的確に実施することが求められています。このため、a l i c は、国との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施するとともに、業務の執行状況を見ながら必要に応じ体制を見直すなど対応に遺漏がないよう取り組んでいくことが必要であると考えています。

また、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化する中、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向、我が国の輸出可能性等に関連する情報を収集し、生産者・消費者を含め広く提供する業務の重要性も一段と高まっています。このため、新たに中国に人材を派遣するなど海外における情報収集体制を強化しました。令和5年度から国内外の関係者との対面による情報交換や現地調査を本格的に再開していますが、引き続き、これまで蓄積した

様々なツールやパイプを活用するとともに、可能な限りニーズに即した内外の情報収集とSNSも活用した幅広い情報提供に努めたいと考えております。

6 中期計画及び年度計画

alicは、中期目標を達成するための中期計画と、これに基づく年度計画を作成しています。第5期（令和5年度～令和9年度）中期計画、令和5年度計画及び業務実績の概要は表1のとおりです。

中期計画及び年度計画の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

中期計画、令和5年度計画及び業務実績の概要

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務		
（1）経営安定対策		
◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書提出期限から35業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> 販売確認申出書の提出期限から、全て35業務日以内に交付（4万2,969件） 令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により、可能な対策として災害救助法が適用された石川県内で飼養された登録肉用牛を対象に生産者負担金の納付期限の延長措置を即時対応。また、国からの要請に基づき、被害を証する書面の交付を受けた登録生産者に対して生産者負担金の納付猶予措置等を実施
◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書提出期限から30業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> 本年度は全ての月において平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付金交付の実績なし 令和6年能登半島地震による被災生産者への支援対策として、国からの要請に基づき、被害を証する書面の交付を受けた登録生産者に対して生産者負担金の納付期限の延長措置等を実施
◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> 指定協会からの交付申請書の受理後、全て14業務日以内に交付金等を交付（321件） 第2四半期に、21年ぶりに黒毛和種に対する肉用子牛生産者補給金が発動

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	・ 第2の6参照（P.17）
（2）緊急対策		
◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定）	・ 和牛肉の新規需要開拓の取組を支援する事業や令和6年能登半島地震において被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組を支援する事業等について、国からの要請文受理後、18業務日以内に事業実施要綱を制定
2 畜産（酪農・乳業）関係業務		
（1）経営安定対策		
◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	・ 交付対象事業者からの交付申請の受理後、全て18業務日以内に交付（133件）
◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る所要額の基金造成（概算払請求書受理日から14業務日以内に基金造成） 【重要度：高】	◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る所要額の基金造成（概算払請求書受理日から14業務日以内に基金造成）	・ 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、事業実施主体からの概算払請求の受理後、14業務日以内に補助金を交付（9件）
◇ 畜産業振興事業（補完対策）の効率的かつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業（補完対策）の効率的かつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	・ 第2の6参照（P.17）
（2）需給調整・価格安定対策		
◇ 指定乳製品等の輸入・売買	◇ 国家貿易機関として国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 ◇ 指定乳製品等を国が示す方針による売渡し計画の数量の売渡し入札の実施	・ 国から通知のあった数量（13万7,202トン）について、全量を輸入入札 ・ 四半期毎に農林水産省畜産局長へ届け出る売渡し計画に基づき、バター、ホエイ等の売渡し入札を実施（2万343トン）
◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買（輸	◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売渡し	・ 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し)	(輸入業者から現品を受けた日から20日以内の売渡し)	貴するおそれがあるという状況に至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった
(3) 緊急対策		
◇ 緊急対策の実施(国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定) 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施(国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定)	<ul style="list-style-type: none"> 飼料価格の高騰、需給緩和等により収益性が悪化している酪農経営や、生乳及び乳製品の需給ギャップ解消に取り組む民間事業者等を支援する緊急対策事業や、令和6年能登半島地震において被災した酪農経営の経営再開のための取組を支援する事業等について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定(7事業)
3 野菜関係業務		
(1) 経営安定対策		
◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から11業務日以内) 【重要度：高】 ◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から20業務日以内) 【重要度：高】 ◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付(交付申請受理日から11業務日以内) 【重要度：高】 ◇ セーフティネット対策の適切な対応	◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から11業務日以内) ◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付(交付申請受理日から20業務日以内) ◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付(交付申請受理日から11業務日以内) ◇ セーフティネット対策の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> 登録出荷団体等からの交付申請の受理後、全て11業務日以内に交付(1,221件) 登録出荷団体等からの交付申請書の受理後、全て21業務日以内に交付金等を交付(179件) 都道府県野菜価格安定法人からの交付申請書の受理後、全て11業務日以内に助成金を交付(1,221件) 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、同時利用の特例の内容、留意事項などを説明・周知 同時利用の特例について、令和5年11月に農林水産省が、新たな方針を公表したことによる状況を踏まえ、野菜価格安定対策事業にお

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
<p>◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施</p>	<p>◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施</p>	<p>ける交付予約数量の減少又は交付予約の解約に係る申込期限を昨年より長く延長することとし、当該期限延長のため業務方法書実施細則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約野菜収入確保モデル事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web方式）を実施
<p>（2）需給調整・価格安定対策</p>		
<p>◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施</p>	<p>◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急需給調整事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web会議）において、事業内容等を周知 「やさいレポート」について、これまで公表していた8品目に加え、加工・業務用需要が高く、輸入量の多いねぎを加え情報発信を強化 「野菜ブック」について、内容を更新し機構ホームページで公開することにより情報発信を図るとともに、新たに製本版の有償販売を令和6年1月から開始
<p>4 特産（砂糖・でん粉）関係業務</p>		
<p>（1）経営安定対策</p>		
<p>◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】</p> <p>◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】</p> <p>◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制</p>	<p>◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付）</p> <p>◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）</p> <p>◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書の受理後、全て8業務日以内に交付（200件） 対象国内産糖製造事業者からの交付申請書の受理後、全て18業務日以内に交付（181件） ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、さとうきび生産者等を対象と

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る	度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る	して価格調整制度の必要性や生産性向上の重要性を生産地等において情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】 ◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） ◇ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書の受理後、全て8業務日以内に交付（75件） ・ 対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請書の受理後、全て18業務日以内に交付（65件）
(2) 需給調整・価格安定対策		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表） ◇ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表） ◇ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、「第18回食育推進全国大会」や「第62回農林水産祭実りのフェスティバル」等において、機構が作成したパンフレットの配布やパネルの展示を実施 ・ 砂糖の価格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図るため、機構職員が講師となって出前講座を実施し、高校生を対象とした講義や、栄養学を専攻する大学生に対して、精糖工業会とタイアップして実験を追加して実施 ・ 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月15日までに公表 ・ ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月15日までに公表
5 情報収集提供業務		

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
<p>◇ 情報収集の的確な実施</p>	<p>◇ 情報検討委員会における意見等を踏まえた調査テーマの重点化</p> <p>◇ 海外における情報収集体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報を提供 ▪ 委員会での議論を、令和6年度の計画にこれまで以上に反映できる環境を整えるため、従来第4四半期に実施していた委員会を第3四半期に実施 ▪ 米国及び台湾、豪州における関係機関（米国食肉輸出連合会、財団法人（台湾）中央畜産会、豪州食肉家畜生産者事業団）との定期会合により情報収集を着実にを行うとともに、コロナにより中断していた関係機関との人材交流（英国農業園芸開発委員会からの研修生の受け入れ）を再開 ▪ 利用者ニーズが高く、需給動向の重要性が増す中国の情報収集について、新たに一般財団法人日中経済協会の北京事務所に人材を派遣し、同国における情報収集体制を整備。従来から関係のあった内蒙古財形大学等の学術機関も加え、中国肉類協会との関係構築を図るための調整を現地（北京）で実施
<p>◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）</p>	<p>◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から8業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 需給等関連情報 1,214 件の全てを情報収集から8業務日以内に公表 ▪ 情報利用者等から 187 件の問合せがあり、全て翌業務日以内に対応
<p>◇ 情報提供の効果測定（アンケート調査による情報利用者の満足度を5段階中 4.0 以上の評</p>	<p>◇ 情報提供の効果測定（アンケート調査による情報利用者の満足度を5段階中 4.0 以上の評</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全ての情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施し、その集計結果は5段階評価で 4.2

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
価) ◇ ホームページでの情報提供の充実等	価) ◇ ホームページでの情報提供の充実等	の評価(回答 1,141 件) ・ アンケート調査結果等を令和5年度特集号テーマへ反映 ・ 冊子以外の読者を獲得するため、メルマガ登録の二次元コードを情報誌に追加
6 TPP 等政策大綱への対応		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 業務運営の効率化による経費の削減		
◇ 業務経費の削減 (対前年度比1%減) ◇ 一般管理費の削減 (対前年度比3%減)	◇ 業務経費の削減 (対前年度比1%減) ◇ 一般管理費の削減 (対前年度比3%減)	・ 業務経費(附帯事務費)予算額は、対前年度比の毎年度平均は1.0%を抑制 ・ 一般管理費(人件費等を除く。)予算額は、対前年度比の毎年度平均は3.0%を抑制
2 役職員の給与水準の検証		
3 調達合理化		
4 業務執行の改善		
◇ 業務執行の改善、第三者機関による点検・評価、点検・評価結果の業務運営への反映	◇ 業務の進行状況・実績の四半期毎に点検・評価 ◇ 令和4年度実績自己評価の第三者機関による点検・評価 ◇ 点検・評価結果の業務運営への反映	・ 年度計画を具体化するための工程表を年度初めに策定し、これに基づく四半期毎のヒアリングにおいて、工程表の内容と実績を比較し、業務の進捗状況等の点検・評価を実施 ・ 令和5年6月に外部有識者・専門家からなる機構評価委員会を開催し、令和4年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施 ・ 業務運営に反映させる必要がある点検・評価結果の事項は特になし
5 機能的で効率的な組織体制の整備		
6 補助事業の効率化等		
◇ 公募による事業実施主体の選定	◇ 公募による事業実施主体の選定	・ 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
<p>◇ 事業説明、現地確認調査等の実施</p>	<p>◇ 事業説明、現地確認調査等の実施</p>	<p>に係る畜産業振興事業（10事業）及び令和5年度当初予算に係る野菜農業振興事業（2事業）について、事業実施主体の選定に当たっては公募を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産部門では、畜産業振興事業において、必要のあった新規・拡充事業（13事業）について、事業実施主体に対する事業説明会（41回）及び現地確認調査（2回）を実施。なお、継続事業についても同様の説明会（13回）及び現地確認調査（36回）を実施 ・ 野菜部門では、野菜農業振興事業における拡充事業（1事業）について、事業実施主体に対する説明会等（15回）を実施
<p>◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択</p>	<p>◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産業振興事業における施設整備事業について、それぞれ評価基準を満たしていたものを採択（費用対効果分析 1件、コスト分析 40件）
<p>◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）</p>	<p>◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の要領及び実施計画の承認並びに補助金の交付決定について、事業実施主体からの申請後、10業務日以内で実施（畜産分野830件、野菜分野104件、特産分野47件、計981件）
<p>◇ 補助事業について、達成状況等の自己評価、第三者機関による補助事業の審査・評価、必要に応じた業務の見直し</p>	<p>◇ 補助事業の達成状況の自己評価</p> <p>◇ 第三者機関による事業の審査・評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を実施 ・ 令和5年7月に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を実施

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
	◇ 必要に応じた業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 委員会において、委員からは、業務運営に反映すべき指摘事項は特になし
7 デジタル化の推進による業務の効率化		
<p>◇ 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進</p>	<p>◇ 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 令和5年度から、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等を活用した業務手続きのオンライン化として肉豚交付金交付業務システムの申請受付を開始したことに加え、申請書類の簡素化を実施しシステムに実装 ▪ 生乳取引数量等確認事務支援システム（MPS）について、オンライン化し、システム利用者の範囲を乳業工場担当者まで拡充することで都道府県への報告を電子化するなど利用者の利便性を高めたうえ、オンライン化が完了している砂糖・でん粉関係業務に係るシステムについては、更にクラウドによるバックアップ環境を構築し、運用を開始 ▪ タブレット端末を利用した完全ペーパーレス会議を令和5年度から実施。機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等の外部有識者が参画する会議に加え、機構内部で実施する、幹部会、役員会、四半期ヒアリング、内部統制委員会、随意契約等審査委員会等も順次ペーパーレス化 ▪ グループウェア（Garoon）を用いた機構内部の申請手続きを新たに4件追加したほか、理事長のリーダーシップの下、DXアイディアコンクールを8月に実施し、内部管理のデジタル化（Microsoft365の機能開放及び知識習得

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
		のセミナーを実施し、グループウェア (Garoon) のシングルサインオン) を年度内に実現
◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備	◇ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日付でPMOを設置し、4月19日にPJMO(担当者)説明会を開催し円滑にPMO業務を開始 各業務システムの課題に対する対処方法を明らかにした課題管理表を機構内のグループウェア(SharePoint)で共有する等行ったほか、各業務システムが抱える技術的な課題に対する支援及び助言を、合計69件実施
9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制		
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
1 財務運営の適正化		
2 資金の管理及び運用		
第4 短期借入金の限度額		
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする		
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする		
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする		
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付		
2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付		
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
第7 余剰金の使途		
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 ガバナンスの強化		
◇ 内部統制の充実・強化	◇ 内部統制委員会の開催	・ 令和5年5月に内部統制委員会を開催し、令

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 役員会の開催 ◇ 幹部会の開催 ◇ 内部監査の実施 ◇ リスク管理の取組の実施 	<p>和4年度のモニタリング結果等の点検を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動憲章の浸透をさらに促進するため、行動憲章周知週間を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施 ・ 年度計画の変更、財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催(14回) ・ 原則毎週、幹部会を開催し、組織として取り組むべき課題の把握・共有等を行い、その内容について職員に周知 ・ 創立20周年に当たり、理事長のリーダーシップにより立ち上げた編纂チームの下、20周年誌を作成して機構内イントラネットに掲示するとともに、座談会を開催し、それぞれの概要をホームページで公表 ・ 4年ぶりに対面による創立記念行事等を再開し、理事長から役職員に対し訓示 ・ 内部監査年度計画に基づき、対象とした4部署の所掌業務、法人文書の管理、個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の実施状況について、内部監査を実施 ・ 令和5年9月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議 ・ リスク管理の形骸化防止のため、令和5年11月～12月に職員(1等級を除く。)を対象として、リスクに対する察知力を高めること及び

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
<p>◇ コンプライアンスの推進</p>	<p>◇ 個人情報保護対策の実施</p> <p>◇ コンプライアンスの推進</p>	<p>担当業務のリスクに関する意識を高めることを目的に動画視聴等による研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護制度の運用に関する研修会(総務省)に職員 20 名を参加させ、また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を実施 ・ 令和5年 11 月～12 月にコンプライアンスに関する認識度調査を実施して、個人情報の漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認 ・ 令和6年 2 月～3 月に、個人情報保護管理担当者(各課長)を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施 ・ コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知、研修及び認識度調査、「コンプライアンス推進週間」(5 月、10 月)における各種取組を実施 ・ コンプライアンス推進相談窓口の適切な運営のほか、内部相談窓口の利用拡大に向けた新たな取組として令和5年 10 月から月 2 回「なんでも相談デー」を実施 ・ 令和6年 2 月にコンプライアンス委員会を開催し、令和5年度のコンプライアンス推進実績等を報告。また、令和6年度の推進計画について審議の上、策定
<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>		
<p>3 情報公開の推進</p>		
<p>◇ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務</p>	<p>◇ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務</p>	<p>・ 情報提供した事項に対する照会については全</p>

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
<p>日以内に対応)</p> <p>◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表）</p> <p>◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表）</p> <p>◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）</p>	<p>日以内に対応)</p> <p>◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表）</p> <p>◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表）</p> <p>◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）</p>	<p>て翌営業日以内に対応（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和5年9月末までにホームページで公表 ・ 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令和5年9月末までにホームページで公表 ・ 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び交付金の事業別、地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページで公表 ・ 基金管理基準に基づき、対象基金の名称、基金額等の基本的事項等を令和5年10月にホームページで公表
4 消費者等への広報		
<p>◇ ホームページ等での情報提供の推進</p>	<p>◇ ホームページの「消費者コーナー」の充実等による消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ でん粉制度の周知・浸透のための動画3本（「でん粉ができるまで」等）をYouTube（alicチャンネル）及び消費者コーナーで公開 ・ 広報誌については、読みやすさを優先し、縦書きを横書きに変更してWebでの掲載及び電子ブックでの発行に取り組んだ他、幅広に消費者に受け入れられる紙面を充実させるため、若手職員からなる広報推進連絡員とのミーティングを開始 ・ SNSについて、Facebookに加えて令和5年度よりInstagramも開始し、農畜産業や機構業務への理解を深め、機構の認知度を向上する

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
<p>◇ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p>	<p>◇ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p>	<p>ため、幅広い層に向けて積極的に発信。また、産地や生産現場に関する情報を、地方事務所を活用して積極的に発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の集計結果は5段階評価で4.4 ・ 消費者等との意見交換会について、現地開催を4年ぶりに再開し、指定野菜や機構が実施する野菜価格安定制度について、消費者等の理解促進を図るため、JAいるま野管内のさといも産地を訪問し関係者との意見交換等を実施 ・ alic セミナーを4回開催し、YouTube (alic チャンネル) の他、会場参集型(対面型)を3年ぶりに再開し、消費者等への情報提供 ・ イベント出展について、「第18回食育推進全国大会」及び「第62回農林水産祭実りのフェスティバル」のほか、「ファーマーズ&キッズフェスタ」に初参加し消費者等に機構が行う業務や役割を理解してもらうとともに、農畜産物の正しい知識を啓発
<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p>		
<p>◇ 情報セキュリティ対策の改善</p>	<p>◇ 情報セキュリティ対策の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。点検結果に基づく各部の改善結果の評価か

中期計画の概要	令和5年度計画の概要	令和5年度の業務実績の概要
		<p>ら得られた共通的な留意点については、次年度の自己点検計画に反映。</p> <p>② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施。</p> <p>③ 情報セキュリティ対策、ITリテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ委員会での審議を経て、令和6年度情報セキュリティ対策推進計画を策定
6 施設及び設備に関する計画		
7 積立金の処分に関する事項		
8 長期借入れを行う場合の留意事項		

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

a l i cの主務大臣は、独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」という。）に基づき、農林水産大臣となっております。

② ガバナンス体制図

平成26年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の一部改正等を踏まえ、業務方法書の一部改正を行い、これに基づき平成27年に内部統制に関する基本方針を制定しました。同方針では、役職員の職務の執行を関係法令に適合させるなど a l i cの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を、次図のとおり整備しています。

この内部統制システムによるガバナンスとして、内部統制の推進を図るための体制を整備し、内部統制の有効性を監視するために業務管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングに加え、後述の委員会等における推進状況の点検及び検討等を行うため内部統制委員会を設置するとともに、①業務の有効性及び効率性の確保、②法令等の順守、③危機管理、④情報保存管理を軸に体制を整備し、それぞれに設置した委員会等によりモニタリング（独立的評価）を行っています。

また、内部統制の有効性のチェックのため、通則法に基づく監事及び会計監査人の監査に服するとともに、a l i c独自の対応として、毎年の事業の実績や補助事業の執行、契約の実施状況について、外部の有識者に評価・点検を受けるための仕組みを設けることで、業務の遂行に際してのPDCAサイクルの徹底を図っています。

内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。 <https://www.alic.go.jp/disclosure/about-alic.html>

総括理事	しんのう まさゆき 新納 正之	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	畜産関係業務の総括・酪農乳業部担当	平成4年4月 農林水産省入省 令和4年4月 農林水産省東北農政局地方参事官 令和5年7月 農林水産省畜産局畜産振興課付 令和5年9月 農林水産省退職（役員出向）
理事	ふじの てつや 藤野 哲也	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	調査情報部担当	昭和59年4月 畜産振興事業団入団 平成30年4月 農畜産業振興機構畜産振興部付 令和3年9月 農畜産業振興機構退職 令和3年10月 農畜産業振興機構理事
理事	ふじしま ひろやす 藤島 博康	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	畜産経営対策部・畜産振興部担当	昭和61年4月 畜産振興事業団入団 令和3年4月 農畜産業振興機構畜産振興部付 令和5年9月 農畜産業振興機構退職
理事	つがわ たかひさ 津川 貴久	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	野菜業務部・野菜振興部担当	昭和62年4月 外務省入省 令和5年9月 外務省大臣官房 令和5年9月 外務省退職（役員出向）
理事	とくだ けいし 得田 啓史	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	特産調整部・特産業務部担当	平成4年4月 農林水産省入省 令和4年6月 復興庁岩手復興局長 令和5年6月 農林水産省大臣官房付 令和5年9月 農林水産省退職（役員出向）
監事 (常勤)	もりやま いくお 守山 郁雄	令和4年4月1日 ～ 令和9年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和59年4月 住友商事（株）入社 令和2年6月 住友商事（株）国内担当役員付 令和4年3月 住友商事（株）退職
監事 (常勤)	わたなべ まさかず 渡邊 雅一	令和5年6月22日 ～ 令和9年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和62年4月 明治乳業（株）入社 令和4年6月 明治飼糧（株）常務取締役 令和5年6月 （株）明治退職

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任あずさ監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は19百万円（税込）です。

なお、当事業年度の当法人の非監査業務に基づく報酬については該当ありません。

(3) 職員の状況

令和5年度末の常勤職員数は227人（前期末225人）であり、平均年齢は42.1歳（前期末41.7歳）となっています。このうち、国からの出向者は14人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当ありません。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当ありません。

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	30,555	—	—	30,555
資本金合計	30,555	—	—	30,555

令和5年度末の資本金（政府出資金）は30,555百万円であり、その内訳は畜産勘定29,965百万円、野菜勘定261百万円、肉用子牛勘定329百万円となっています。

② 目的積立金等の状況

令和5年度は、目的積立金の申請を行っていません。

積立金の取崩状況については、事業の財源に充当するため補給金等勘定において818百万円、野菜勘定において7百万円、前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

補給金等勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務及びこれらに附帯する業務に充てるため、令和5年6月28日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

また、野菜勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた自己収入財源で取得した固定資産の減価償却に充てるため、令和5年6月28日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和5年度の法人単位の収入決算額は316,254百万円で、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	3,142	1.0%
国庫補助金	7,000	2.2%
その他の政府交付金	96,793	30.6%
業務収入	55,823	17.7%
その他の収入（運用収入 他）	153,495	48.5%

合計	316,254	100%
----	---------	------

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、その他の収入があります。

収入全体の約2割を占める業務収入の内訳は、輸入乳製品売渡収入 20,179 百万円、指定糖調整金・異性化糖調整金・加糖調製品調整金収入 26,773 百万円、でん粉価格調整事業収入 8,870 百万円となっております。

輸入乳製品売渡収入は、WTO 協定に基づき、国家貿易機関としての国際約束数量(カレント・アクセス)の指定乳製品等の輸入・売渡しと国内需給に応じた指定乳製品等の追加輸入・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、指定糖・異性化糖・加糖調製品調整金収入は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき輸入される指定糖、異性化糖、加糖調製品の買入れ・売渡し、でん粉価格調整事業収入は、同法に基づき輸入されるコーンスターチ用とうもろこしの買入れ・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、その他の収入は、運用収入 294 百万円のほか、畜産勘定における資金より受入 78,828 百万円、砂糖勘定における借入金 63,919 百万円などとなっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

業務における環境配慮については「独立行政法人農畜産業振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画(平成28年度～令和12年度)」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。また、環境配慮の一環として、「クールビズ」の励行をはじめとして政府の夏季及び冬季の省エネルギーの取組に協力するとともに、ワークライフバランスの観点からも定時退勤の促進等に取り組んでいます。

この他、社会貢献活動の推進については、女性活躍推進法に基づく管理職への女性の積極的な登用や障害者雇用促進法に基づく障害者雇用、「国民安全の日」における安全確保の取組、国土緑化運動の推進のための「緑の募金運動」への協力や農畜産業の振興に寄与する行事への後援等を行っています。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

a l i c は、国民生活上重要な農畜産物を対象に、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を的確に実施することを通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

このため、事業ごとに業務システムを整備し、迅速かつ正確な業務の執行を可能とす

る体制を整え、これらの業務を機動的かつ効率的に実施しています。加えて、キャリアパス等の設定、女性管理職の育成、シニア層の職員の活用等を規定した人事管理・人材育成に関する指針を定め、人的資本の確保・強化に取り組んでいます。

令和5年度においてはこれらの取組を継続するとともに、業務のデジタル化の更なる進展に適切に対応できるような人材の育成に取り組みました。また、更なる女性職員の能力向上・活用を図るとともに、法人価値の向上及び優秀な人材確保に資するため、「えるぼし認定」（女性活躍推進）を3月に取得したところです。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理については、独立行政法人農畜産業振興機構リスク管理規程及びリスク管理の手引き等を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、その推進を図ることとしています。リスク管理委員会を中心とした体制の下、各部署において、その実施する業務について、あらかじめリスクとなりうる項目を列挙してモニタリングし、定期的な点検と年間の取組実績の評価・改善を行うことにより、PDCAサイクルに基づくリスク管理を行っています。

令和5年度では、リスク管理の実効性向上のため、リスク意識向上に関する動画視聴等による研修を実施することにより、職員に対するリスク管理の重要性の涵養を図っています。

(参考) 図2 リスクマネジメントのプロセス図

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

デジタル社会の実現に向けた取組が一層加速し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が強く求められる中、令和5年度は、法人文書管理及び会計事務の電子決裁化に対応したシステムの本格運用を開始、a l i c業務に係る一部の手続等をオンライン化し、関係者の利便性の向上、業務運営の簡素化・効率化等を図りました。

また、情報システムの統一的かつ効率的な整備及び管理を推進するため、令和5年4月1日にPMOを設置してPJMOの支援を開始しました。

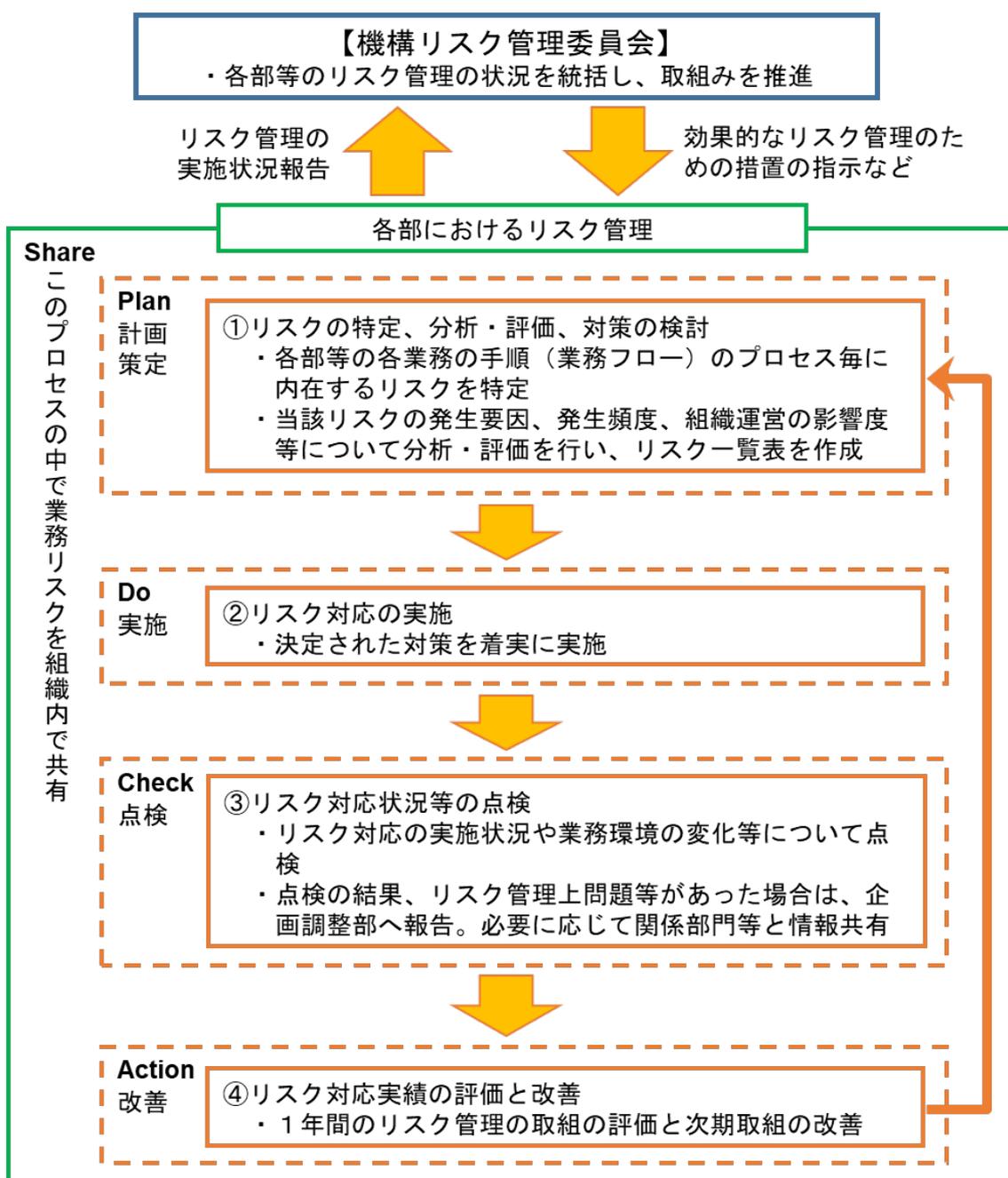
なお、情報セキュリティ対策については、外部ファイアーウォールの運用、メールセキュリティ対策ソフトの強化や、役職員を対象とした研修、標的型メール訓練等を実施するなどハード・ソフトの両面からの取組を継続しています。

第5期中期目標には、業務運営の効率化として業務手続きのオンライン化や内部管理のデジタル化等を推進するほか、情報システムの整備及び管理について、適切に対応するための体制整備を行い、情報セキュリティ対策やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等による体制の強化を図ること

とされています。このほか、人材の育成については、研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の活躍推進に係る取組についても明記されています。これらの目標については、中期計画及び年度計画に基づき、着実に取り組むことが必要と考えています。

図 2

○リスクマネジメントのプロセス



9 業務の適正な評価の前提情報

a l i c の事業についての理解に資するため、セグメント毎の主な事業のスキームを示します。

(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係

○肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

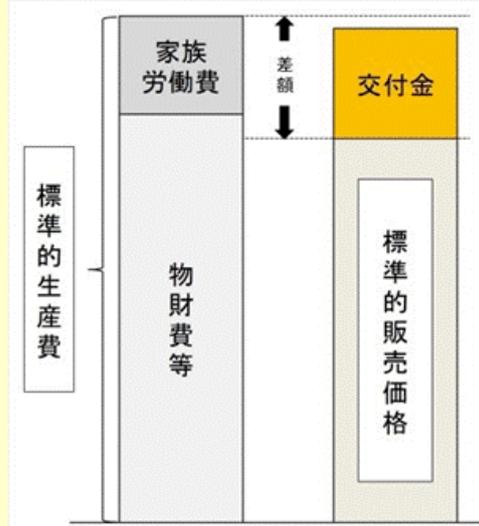
■制度の目的

牛マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

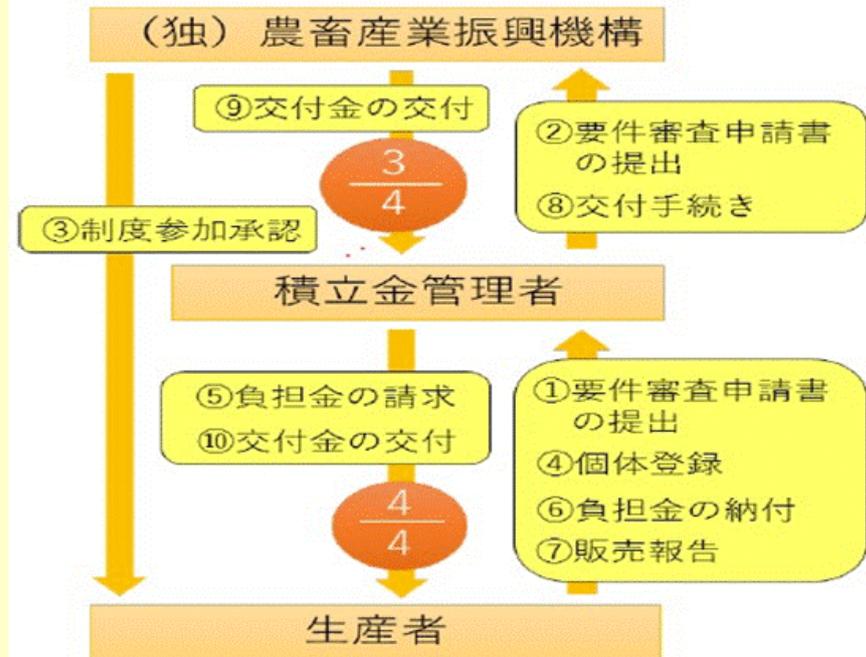
■制度の仕組み

月毎に標準的販売価格(相収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支う額」として、機構が支払います。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：31,126百万円】

○肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)

■制度の目的

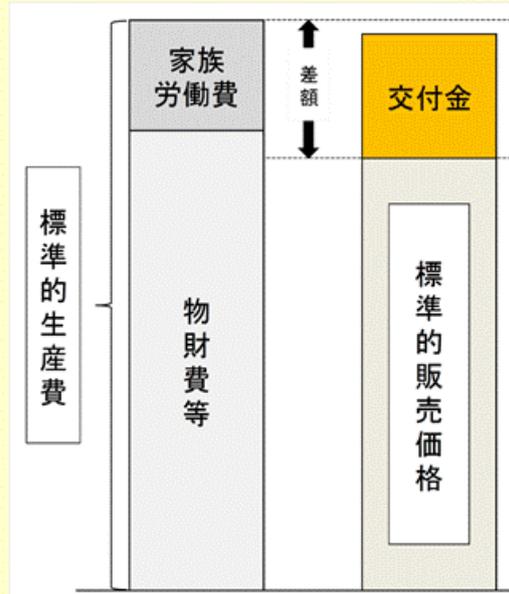
豚マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

■制度の仕組み

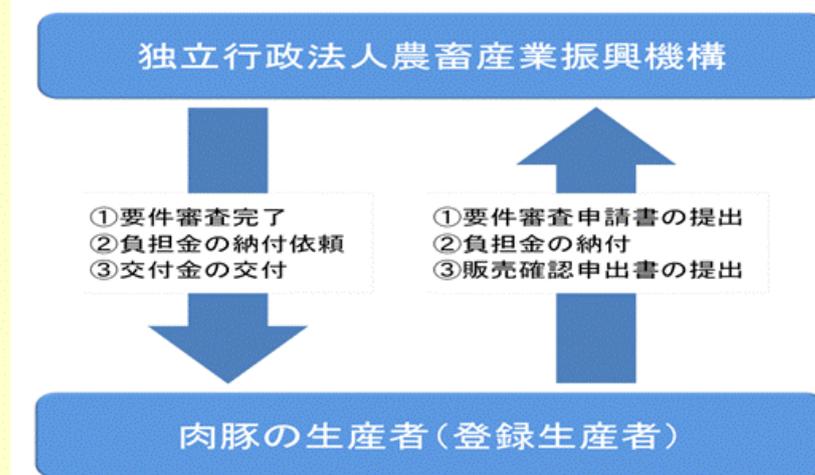
四半期毎に標準的販売価格(相収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出(注)し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉豚の生産者が機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

(注) 四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当該年度内において次の四半期に通算して算出します。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：0円】

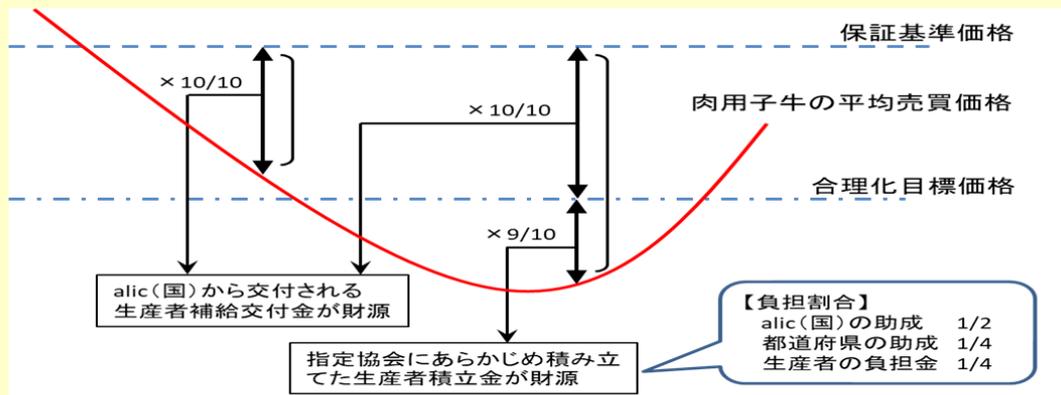
○肉用子牛生産者補給金制度

■制度の目的

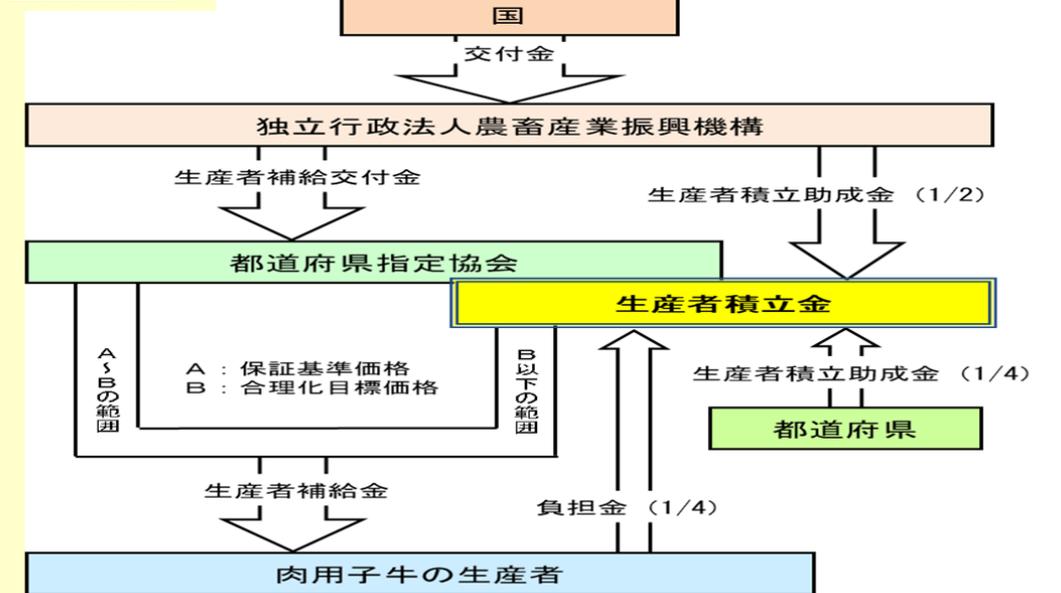
肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

■制度の仕組み

生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。具体的には、四半期毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売、または、自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：8,965百万円】

○畜産業振興事業(肉畜・食肉等)

■事業の概要

肉畜生産農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、口蹄疫など重大な家畜疾病や肉畜・食肉等をめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、肉畜・食肉等関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

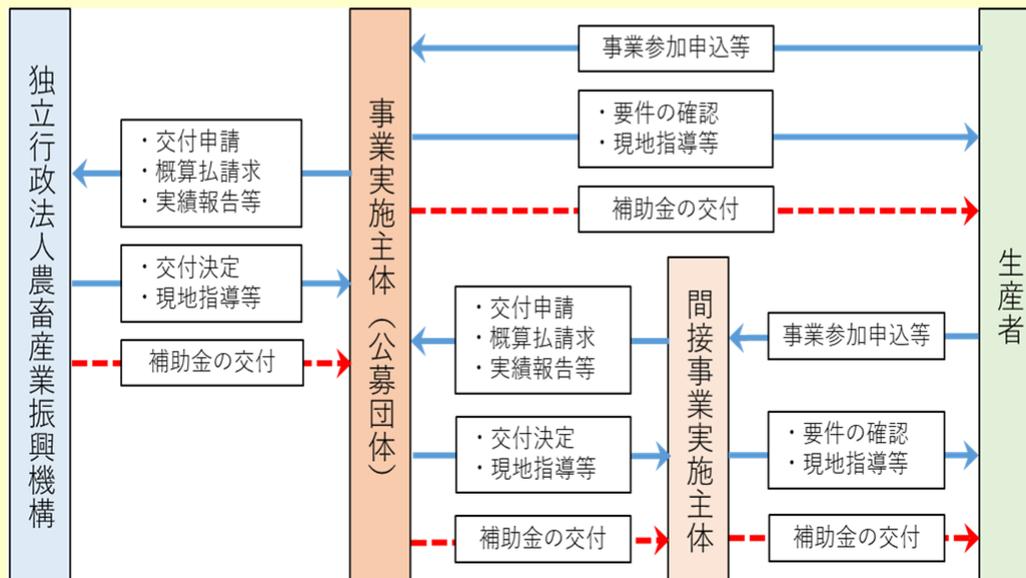
【補完対策】

- 肉用牛繁殖経営及び肉豚生産者の生産基盤強化
- 負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援
- 食用・飼肥料等としての利用が禁止されている牛肉骨粉等の適正処分の推進

【緊急対策】

- 市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格が、発動基準を下回った場合に、支援交付金を交付
- 配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付
- 令和6年能登半島地震では、被災した畜産経営体に対し、損傷した施設・機械の補改修などの取組の支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和5年度交付実績：73,114百万円】

(2) 畜産（酪農・乳業）関係

○加工原料乳生産者補給金制度

■制度の目的

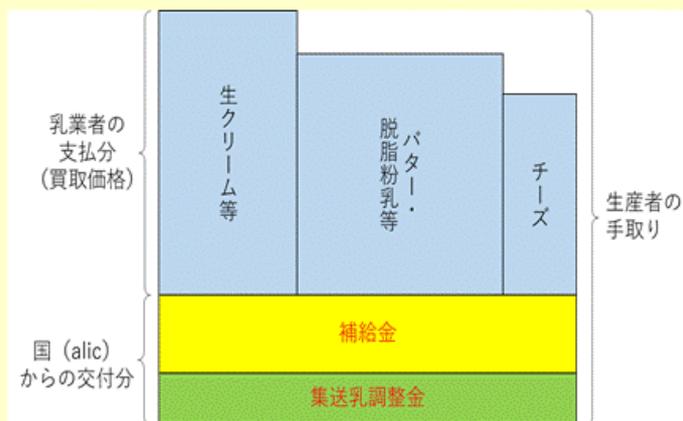
今後需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳について生産者補給金を交付します。

また、指定を受けた事業者に集送乳調整金を交付することにより、生乳の需給の安定や酪農経営の安定を図ります。

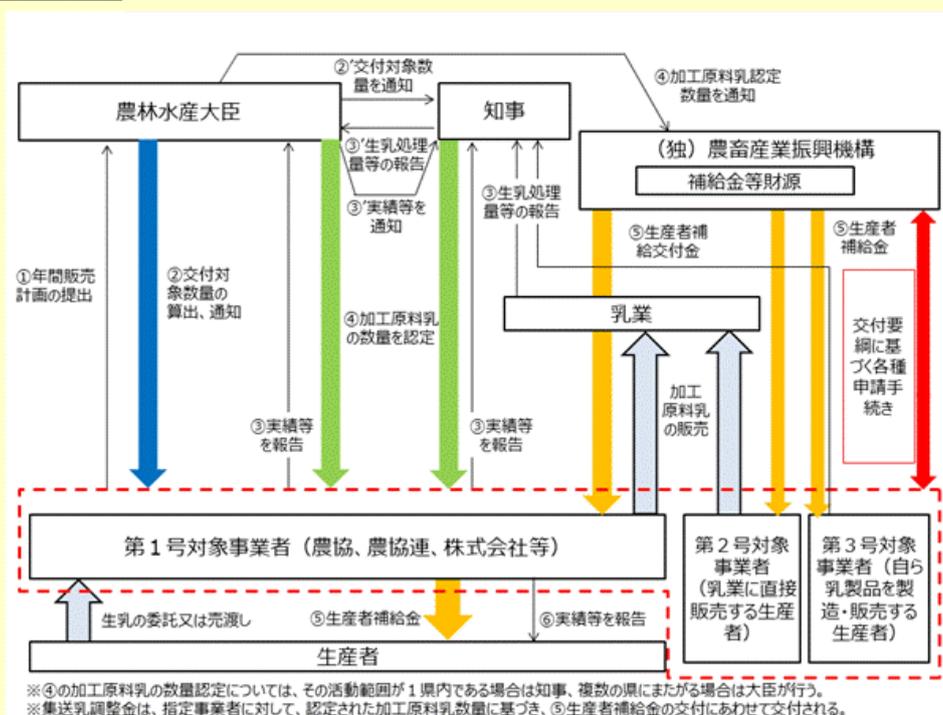
■制度の仕組み

加工原料乳として対象用途に仕向けた生乳の実績数量に応じて加工原料乳生産者補給金等が支払われます。

また、集乳を拒否しない等の要件を満たす事業者は「指定事業者」として指定され、加工に仕向けた量に応じて集送乳調整金が交付されます。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：37,157百万円】

○畜産業振興事業(酪農・乳業)

■事業の概要

酪農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、酪農・乳業などをめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、酪農・乳業関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

【酪農対策】

- 加工原料乳の価格が下落した場合の酪農経営への影響緩和のための支援

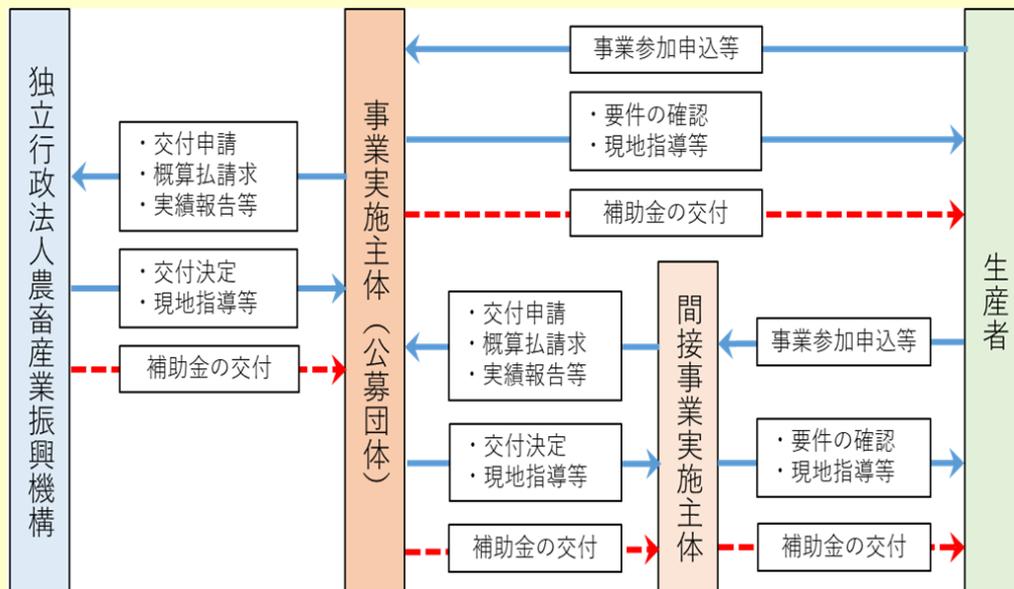
【補完対策】

- 酪農家の労働負担を軽減するため、搾乳などの作業を代行する酪農ヘルパーの利用による経営安定化などの取組みの支援 等

【緊急対策】

- 生乳需給及び酪農経営の安定に向け、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫の低減を図るための取組や、国産脱脂粉乳を活用した新商品の開発等の取組の支援
- 令和6年能登半島地震では、被災した酪農家等に対し、損傷した施設・機械の補改修などの取組の支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和5年度交付実績：23,662百万円】

(3) 野菜関係

○指定野菜価格安定対策事業

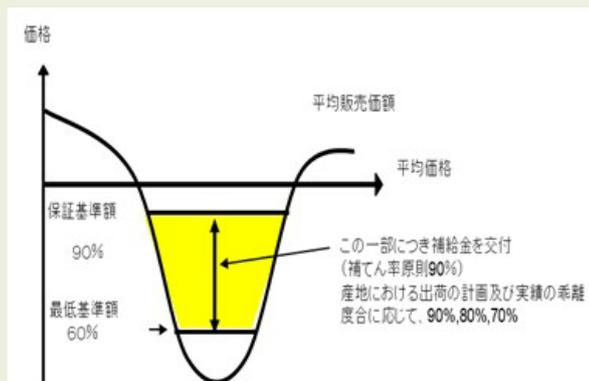
■事業の目的

指定産地内の指定野菜(14品目)の価格が著しく低落した場合に、生産者補給交付金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

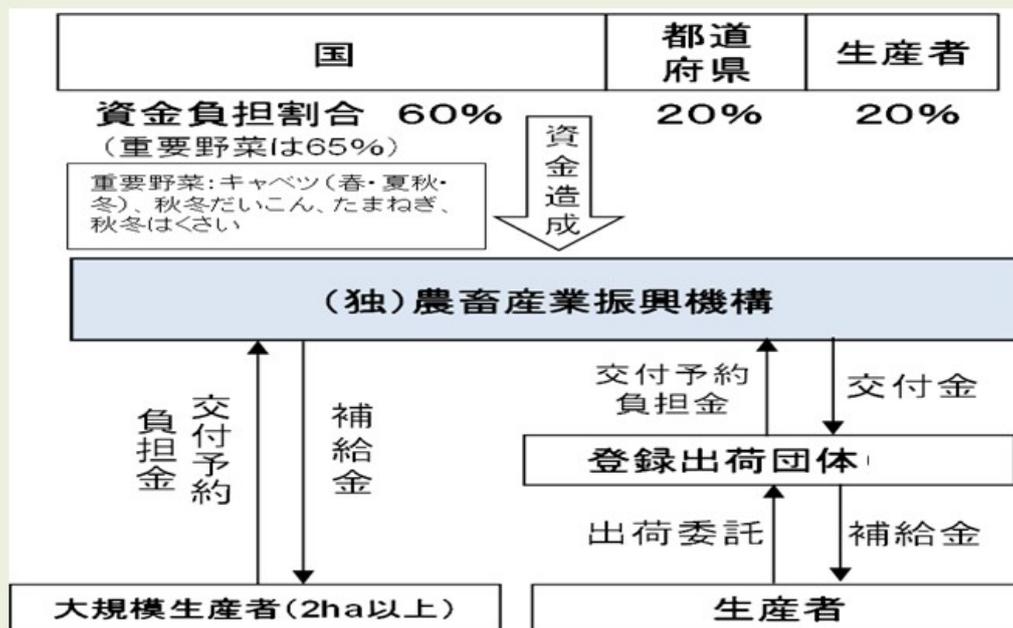
■事業の仕組み

国、都道府県、生産者がそれぞれ6:2:2の割合で(独)農畜産業振興機構に資金を造成し、野菜の販売価格が平均価格の90%を下回ると造成資金から補給金を交付することにより農家経営を直接支援しています。

平成23年度制度改正により、都道府県及び生産者は品目ごとの負担率(100%、70%、50%)を設定し、負担を軽減を図っています。
令和2年8月申込から過去の交付金交付状況等を考慮し、負担率(100%、90%、80%、70%、60%、50%)を設定し、負担軽減を図っています。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：6,727百万円】

○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

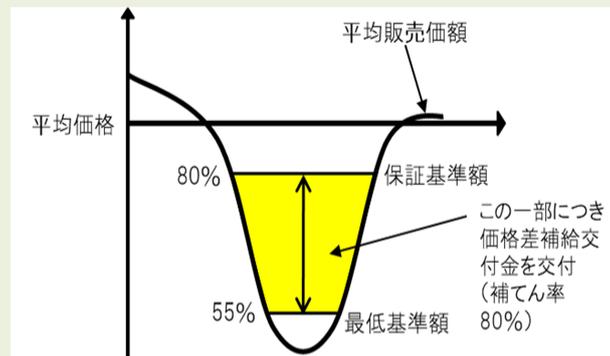
■事業の目的

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)等の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

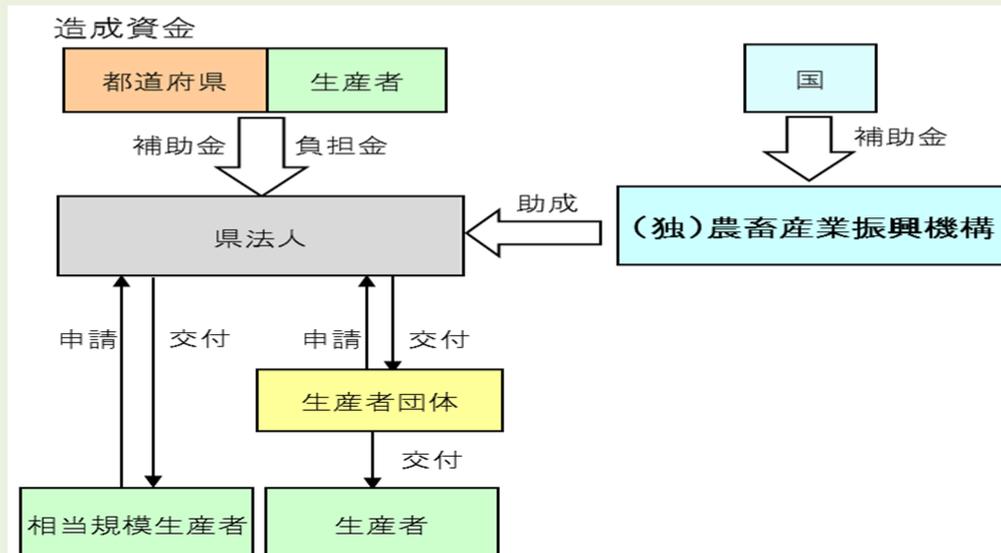
■事業の仕組み

都道府県(1/3)と生産者(1/3)が県法人に資金を造成し、国は、野菜の販売価格が平均価格の80%を下回ると造成資金から補給金を交付する際に、ALICに造成された資金により補助(1/3)することにより、農家経営を直接支援しています。

平成23年度及び26年度制度改正により、輸入野菜と競合する重要な4品目(アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー)について、生産者の負担の軽減を図っています(国:1/2)。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：409百万円】

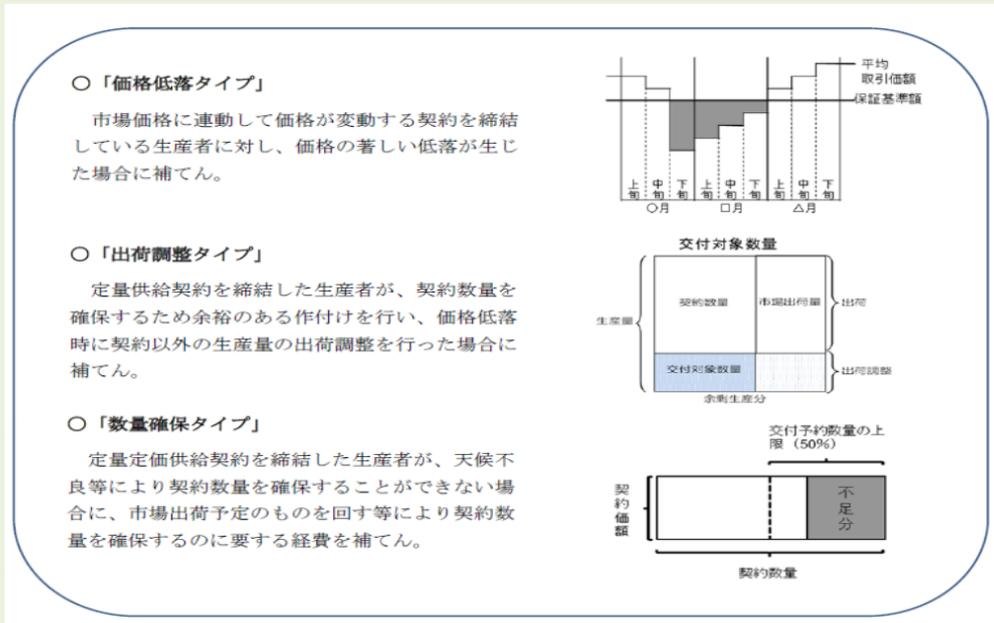
○契約指定野菜安定供給事業

■事業の目的

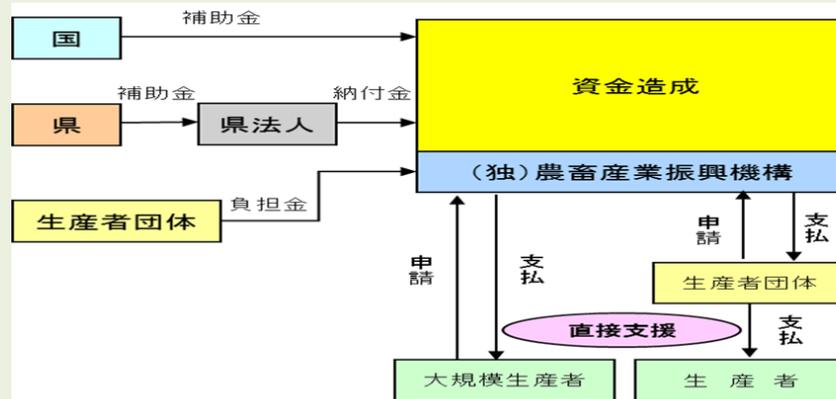
加工・業務用野菜を中心に市場を経由しない直接取引が増加していることから、平成14年の野菜法改正により契約取引についても生産者が負うリスク(価格下落、不作、過剰生産)を軽減することを目的としています。

■事業の仕組み

国(50%)、都道府県(25%)、生産者(25%)の支出によりALICに資金を造成し、価格低落等の際に補てんすることで、農家経営を直接支援しています。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：131百万円】

○需給調整・価格安定対策

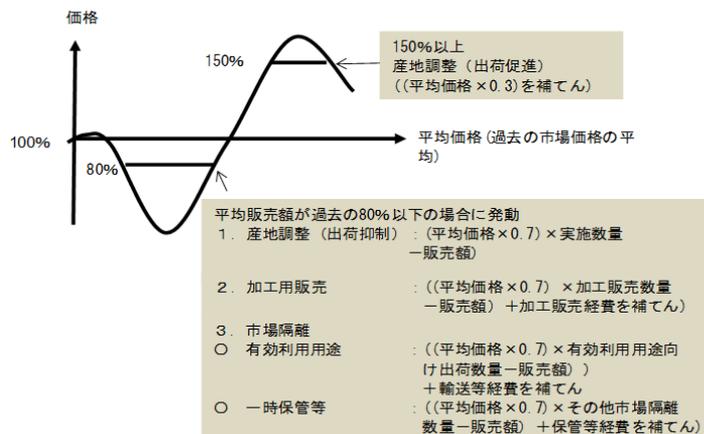
■制度の目的

野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量も多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要であるので、国が緊急需給調整対策を実施することとしています。

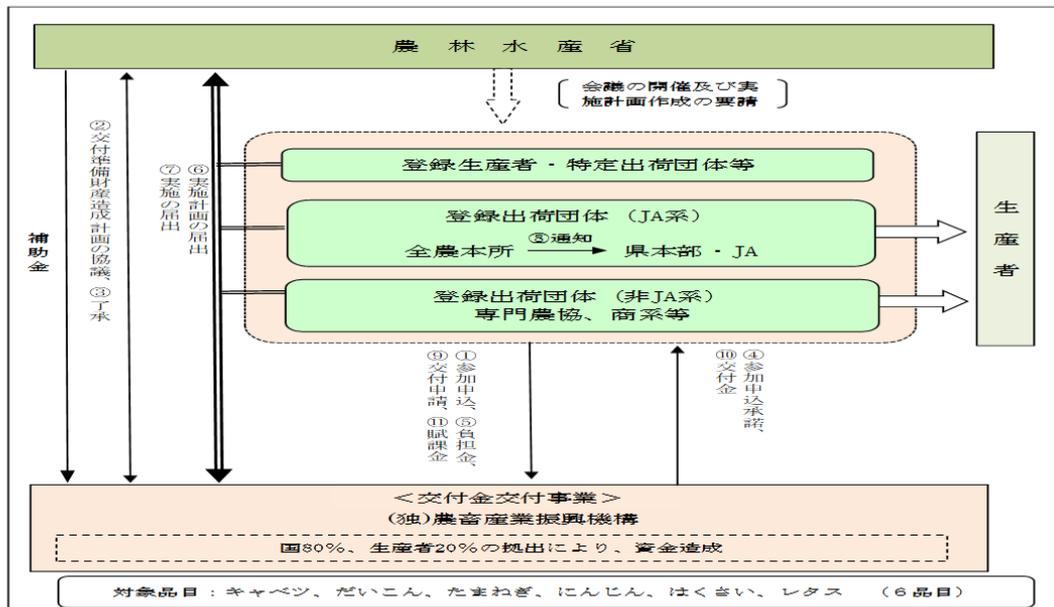
■事業の仕組み

価格低落時には、生産者側の発意により、生産者も1/5を拠出した資金を用いて、産地調整(出荷抑制)、加工用販売、市場隔離(有効利用用途、一時保管等)を実施し、価格高騰時には、供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、産地調整(出荷促進)を実施しています。

<発動基準と補てん額>



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：778百万円】

(4) 特産関係 (砂糖・でん粉)

○砂糖価格調整制度

■制度の目的

砂糖価格調整制度は、価格の安い輸入糖から調整金を徴収するとともに、砂糖との価格差が存在する異性化糖や輸入加糖調製品との価格調整を行うために、これらの物品からも調整金を徴収し、それを財源として、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘しゃ糖の国内産糖製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産糖の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

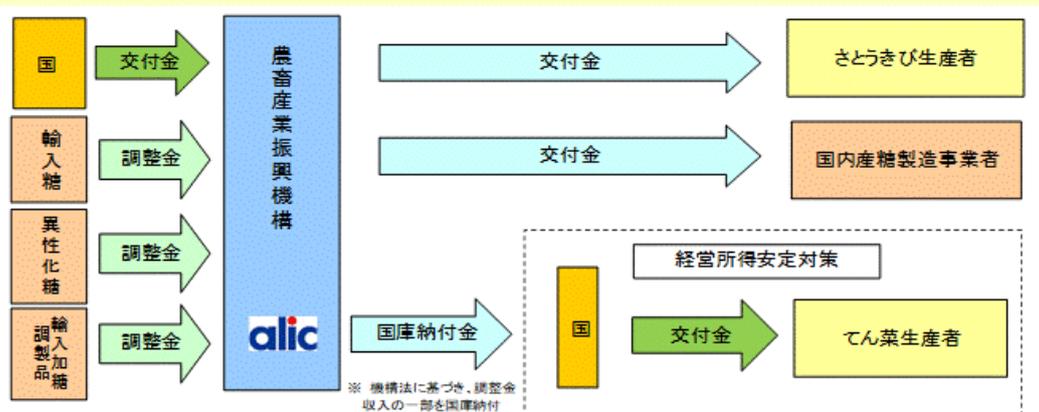
■制度の仕組み

輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、①輸入糖等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格(販売価格のうち、生産者の取り分)は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式(収入分配方式)により形成されています。



■事業の流れ



【令和5年度交付実績：47,992百万円】

○でん粉価格調整制度

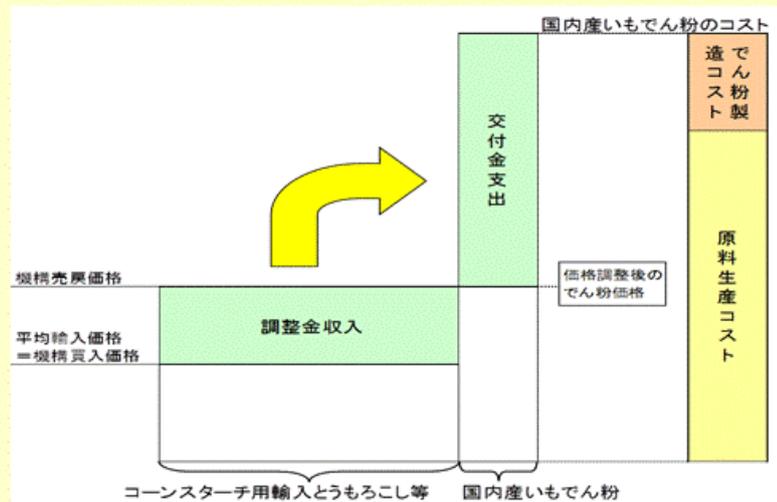
■制度の目的

でん粉価格調整制度は、価格の安いコーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、それを財源として、でん粉原料用かんしょ生産者や国内産いもでん粉製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

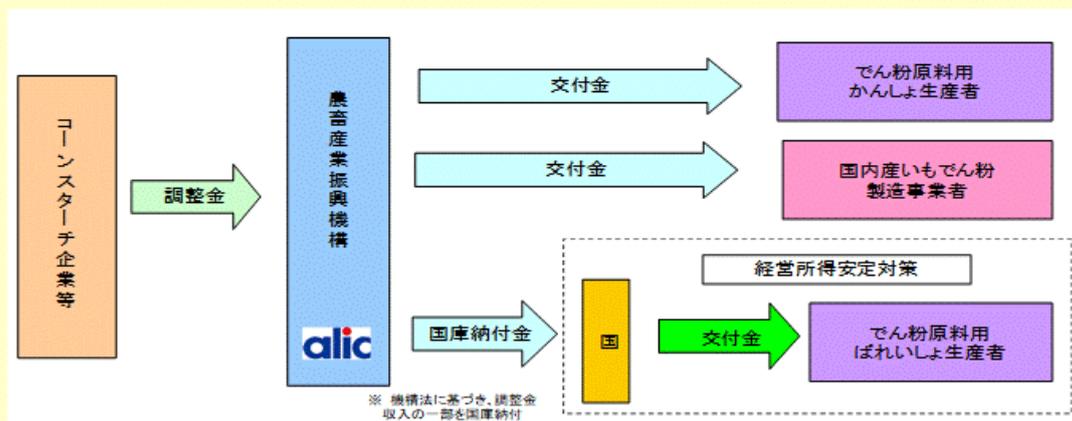
■制度の仕組み

でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスターチ等と国内いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



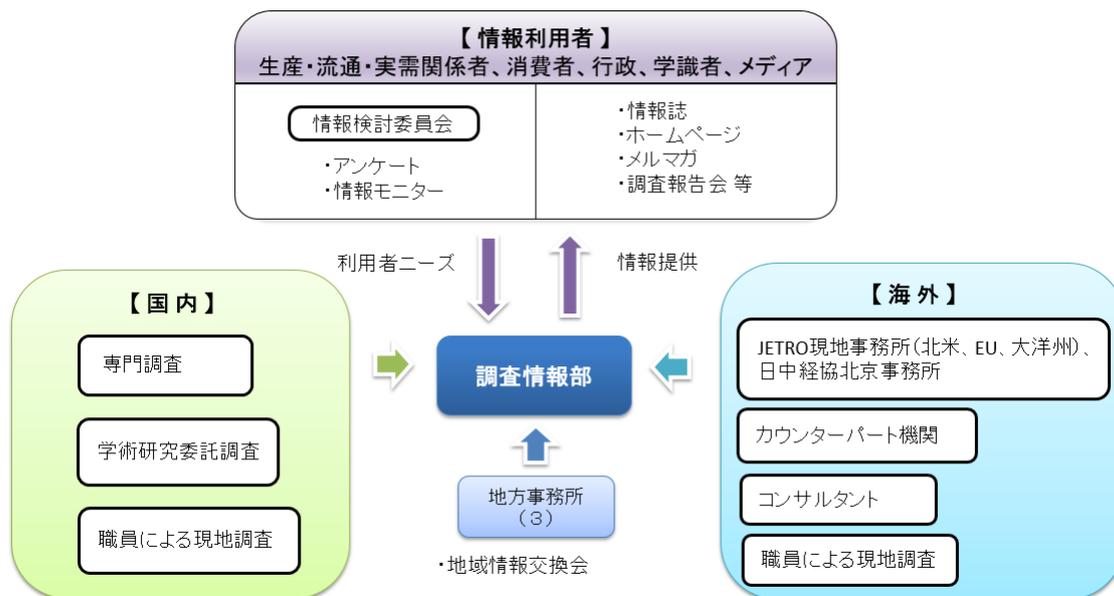
【令和5年度交付実績：8,695百万円】

(5) 情報収集提供

○情報収集提供業務

■業務の概要

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の生産及び流通に関する情報(需給の判断に資する情報など)を収集・整理し、農畜産物の需給に係る判断や経営安定に資するため、広く生産者等に適時適切に提供すること目的としています。



【令和5年度交付実績：332百万円】

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

「6 中期計画及び年度計画」をご参照ください。

(2) 自己評価（令和5年度項目別評定総括表）

項目	評価（注）	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	A	125,437,286千円
2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	76,374,508千円
3 野菜関係業務	B	9,232,434千円
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	B	57,953,733千円
5 情報収集提供業務	B	521,838千円
第2 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務運営の効率化による経費の削減	B	
2 役職員の給与水準の検証	B	
3 調達合理化	B	
4 業務執行の改善	B	
5 機能的で効率的な組織体制の整備	—	
6 補助事業の効率化等	B	
7 デジタル化の推進による業務の効率化	S	
8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画等に関する事項		
1 財務運営の適正化	B	
2 資金の管理及び運用	A	
第4 短期借入金の限度額		
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする	—	
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする	B	
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする	B	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	

2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	
3 所有する職員宿舍の廃止に向けた取組	B	
第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	
第 7 余剰金の使途	—	
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 ガバナンスの強化	B	
2 職員の人事に関する計画	B	
3 情報公開の推進	B	
4 消費者等への広報	A	
5 情報セキュリティ対策の向上	B	
6 施設及び設備に関する計画	—	
7 積立金の処分に関する事項	B	
8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	

(注) 評価区分

- S : 項目の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある
- A : 項目の達成度合が 120%以上
- B : 項目の達成度合が 80%以上 120%未満
- C : 項目の達成度合が 60%以上 80%未満
- D : 項目の達成度合が 60%未満

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
評定 (注)	—	—	—	—	—
理由	※令和 5 年度の主務大臣による総合評定は、審査中です (令和 6 年 6 月 30 日現在)。				

(参考) 前期中期目標期間 (第 4 期) における主務大臣による総合評定

期間評価総合評定	B
----------	---

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評定 (注)	B	B	B	B	B

(注) 評価区分

- S : 総合評価の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある
- A : 総合評価の達成度合が 120%以上

B：総合評価の達成度合が 80%以上 120%未満

C：総合評価の達成度合が 60%以上 80%未満

D：総合評価の達成度合が 60%未満

業務実績評価結果の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/hyoka.html>

1.1 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収入			
運営費交付金	3,142	3,142	
国庫補助金	7,794	7,000	(注1)
その他の政府交付金	96,793	96,793	
業務収入	57,474	55,823	
その他収入	360,552	153,495	(注2)
計	525,754	316,254	
支出			
業務経費	461,831	259,549	(注3)
借入金償還	64,400	53,750	(注4)
人件費	2,741	2,338	(注5)
一般管理費	918	670	(注6)
その他の支出	586	431	(注7)
計	530,476	316,738	

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 国からの収入がなかったことによる減

(注2) 業務経費が見込より下回ったことによる減等

(注3) 交付金の発動が見込より下回ったことによる減等

(注4) 前年度の借入金が見込より下回ったことによる減

(注5) 超過勤務の縮減等により、見込より下回ったことによる減

(注6) 支払消費税が見込より下回ったことによる減

(注7) 当年度の借入金が見込より下回ったことによる減

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

1.2 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表 (令和6年3月31日)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	312,882	流動負債	79,512
現金及び預金(※1)	305,529	運営費交付金債務	409
有価証券	5,300	預り補助金等	485
その他	2,054	短期借入金	63,919
		未払金	12,332
固定資産	50,418	その他	2,367
有形固定資産	782		
無形固定資産	2	固定負債	311,769
投資その他の資産	49,634	資産見返負債	320
投資有価証券	39,949	長期預り補助金等	309,523
関係会社株式	7,959	退職給付引当金	1,925
投資評価引当金	△ 73	その他	1
その他	1,799		
		負債合計	391,281
		純資産の部(※2)	金額
		資本金	30,555
		政府出資金	30,555
		繰越欠損金	61,044
		評価・換算差額等	2,508
		関係会社株式評価差額 金	2,508
		純資産合計	△ 27,981
資産合計	363,300	負債純資産合計	363,300

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(2) 行政コスト計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：百万円)

区分	金額
I 損益計算書上の費用	261,542
業務費(※3)	259,350
一般管理費(※4)	1,670
その他(※5)	102

臨時損失（※6）	420
Ⅱ行政コスト合計	261,542

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

（3）損益計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）（単位：百万円）

科 目	金 額
経常費用（A）	261,121
業務経費（※3）	259,350
交付金	125,595
補助金	101,421
国庫納付金	14,095
人件費	1,388
減価償却費	50
その他	16,802
一般管理費（※4）	1,670
人件費	976
減価償却費	51
その他	642
その他（※5）	102
経常収益（B）	247,806
運営費交付金収益	2,510
補助金等収益	190,058
事業収入	54,643
その他	596
臨時損失（C）（※6）	420
臨時利益（D）	1,277
前中期目標期間繰越積立金取崩額（E）	825
当期総損失（A-B+C-D-E）	11,634

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(4) 純資産変動計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日) (単位:百万円)

	資本金 合計	利益剰余金 (又は繰 越欠損金 (△)) 合計	評価・換算 差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	30,555	△ 47,098	2,447	△ 14,097
当期変動額				
利益剰余金 (又は繰 越欠損金 (△)) の当 期変動額 (純額)		△ 13,945		△ 13,945
評価・換算差額等の 当期変動額 (純額)			60	60
当期変動額合計	0	△ 13,945	60	△ 13,885
当期末残高 (※2)	30,555	△ 61,044	2,508	△ 27,981

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(5) キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:百万円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 88,792
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 15,232
人件費支出	△ 2,340
事業費支出	△ 227,750
一般管理費支出	△ 553
その他業務支出	△ 93
運営費交付金収入	3,142
補助金等収入	112,970
事業収入	54,953
国庫納付金の支払額	△ 15,581
政府交付金の精算による返還金の支出	△ 6
その他収入・支出	1,698
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 13,192
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	9,667
IV 資金増加額 (△資金減少額) (D=A+B+C)	△ 92,317
V 資金期首残高 (E)	264,846
VI 資金期末残高 (F=D+E) (※7)	172,529

(注1) キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金(※1)	305,529百万円
うち定期預金	133,000百万円
(差引) 資金残高(※7)	172,529百万円

(注2) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

1.3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

各財務諸表の概要

(1) 貸借対照表

(資産)

令和5年度末現在の資産合計は363,300百万円と、前年度比79,300百万円減(前年度442,600百万円、17.9%減)となっています。これは、現金及び預金が305,529百万円と、前年度比75,017百万円減(前年度380,546百万円、19.7%減)となったことが主な要因です。

(負債)

令和5年度末現在の負債合計は391,281百万円と、前年度比65,416百万円減(前年度456,697百万円、14.3%減)となっています。これは、長期預り補助金等が309,523百万円と、前年度比77,936百万円減(前年度387,459百万円、20.1%減)となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和5年度の損益計算書上の費用並びに行政コストは261,542百万円と、前年度比52,435百万円増(前年度209,107百万円、25.1%増)となっています。これは、畜産勘定における畜産業振興事業費が97,176百万円と、前年度比40,545百万円増(前年度56,631百万円、71.6%増)となったことが主な要因です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和5年度の経常費用は261,121百万円と、前年度比52,019百万円増(前年度209,102百万円、24.9%増)となっています。これは、畜産勘定等における補助金が101,421百万円と、前年度比40,113百万円増(前年度61,308百万円、65.4%増)となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和5年度の経常収益は247,806百万円と、前年度比54,721百万円増(前年度193,085百万円、28.3%増)となっています。これは、補助金等収益が190,058百万円と、前年度比57,477百万円増(前年度132,581百万円、43.4%増)となったことが主な要因です。

(臨時利益)

令和5年度の臨時利益は1,277百万円と、前年度比857百万円増(前年度420百万円、204.0%増)となっています。これは、過年度補助事業費返還金等の額が1,264百万円と前年度比1,179百万円増(前年度85百万円)となったことが主な要因です。

なお、畜産業振興事業において補助金返還命令を発出したもののうち、令和5年度末において1件1,659百万円が未返還となっています。

(当期総損益)

上記損益の状況に臨時損失420百万円及び前中期目標期間繰越積立金取崩額825百万円を計上した結果、令和5年度の当期総損失は、11,634百万円と前年度比1,612百万円減(前期総損失13,246百万円)となっています。

(4) 純資産変動計算書

令和5年度末の純資産は△27,981百万円と、前年度比13,885百万円減(前期純資産△14,097百万円)となっています。これは、繰越欠損金が61,044百万円(前期繰越欠損金47,098百万円)となったことが主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△88,792百万円と、前年度比125,418百万円減(前年度36,626百万円)となっています。これは、畜産勘定等における補助金等収入が112,970百万円と、前年度比72,204百万円減(前年度185,174百万円)となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△13,192百万円と、前年度比22,229百万円増(前年度△35,420百万円)となっています。これは、定期預金の預入による支出と定期預金の払戻による収入との収支差が△17,300百万円と、前年度比23,600百万円増(前年度△40,900百万円)となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは9,667百万円と、前年度比309百万円減(前年度9,976百万円)となっています。これは、短期借入れによる収入と短期借入金の返済による支出との収支差が10,170百万円と、前年度比1,737百万円減(前

年度 11,907 百万円) となったことが主な要因です。

1.4 内部統制の運用に関する情報

a l i c は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を定めておりますが、その推進の中心となるものとして、内部統制委員会を置いています。

また、内部統制委員会は、「独立行政法人農畜産業振興機構の内部統制に関する基本方針」に定めるところにより、中期目標及び中期計画に基づき、法令等を遵守しつつ、業務を有効かつ、効率的に実施することを目的として設置されており、令和5年度においては、5月に開催し、内部統制に関する改善方針等について審議を行いました。

1.5 法人の基本情報

(1) 沿革

平成15年10月 農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の統合により独立行政法人
農畜産業振興機構として設立

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

ア 農畜産業振興事業団

昭和36年12月 畜産振興事業団設立

昭和40年8月 糖価安定事業団設立

昭和41年3月 日本蚕糸事業団設立

昭和56年10月 糖価安定事業団と日本蚕糸事業団を統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団設立

平成8年10月 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合し、農畜産業振興事業団が設立

イ 野菜供給安定基金

昭和51年10月 設立

第1期中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月

平成17年10月 神戸事務所廃止

平成19年10月 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付の業務の開始

〃 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの業務の開始

平成19年12月 東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡及び宮崎の事務所廃止

平成20年1月 鹿児島事務所開設（鹿児島分室（平成19年4月開設）を改組）

第2期中期目標期間 平成20年4月～平成25年3月

平成20年4月 蚕糸業経営安定対策事業への補助の業務の廃止

	〃	生糸の買入れ及び売渡しの業務の廃止
	〃	繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業（蚕糸業振興事業）への補助の業務の廃止
平成 22 年 8 月		シンガポール駐在員事務所廃止
平成 23 年 3 月		ワシントン、ブエノスアイレス、ブリュッセル、シドニー駐在員事務所廃止
第 3 期中期目標期間		平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月
第 4 期中期目標期間		平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月
平成 30 年 12 月		肉用牛及び肉豚についての交付金の交付の法制化業務の開始
	〃	輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務の開始
第 5 期中期目標期間		令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）

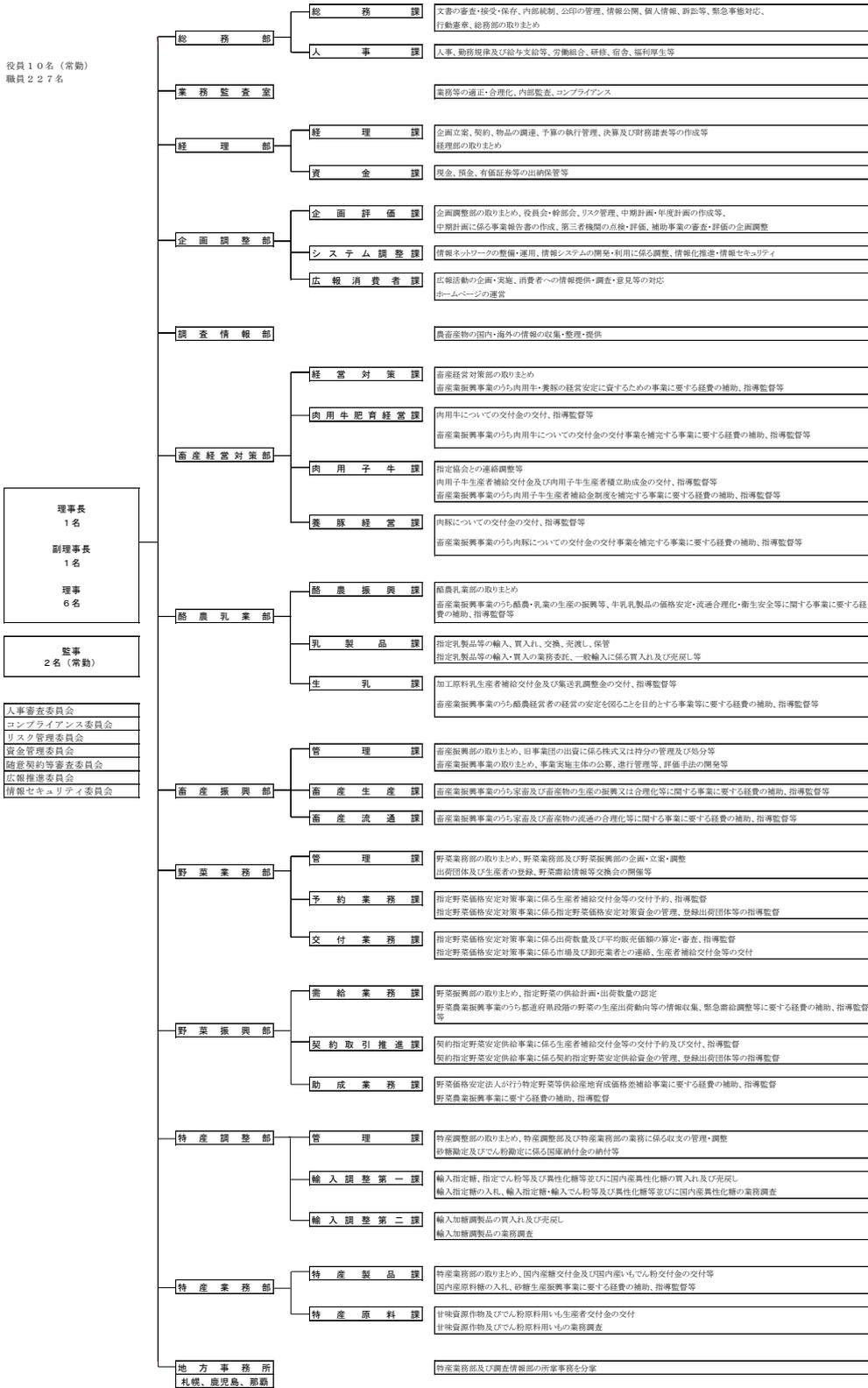
(3) 主務大臣

農林水産大臣

(4) 組織体制

組織
(令和6年3月31日現在)
【11部 1室 3地方事務所】

役員10名(常勤)
職員227名



(5) 事務所の所在地

本部 : 東京都港区麻布台二丁目2番1号
 札幌事務所 : 北海道札幌市中央区北三条西七丁目1番地
 鹿児島事務所 : 鹿児島県鹿児島市西千石町17番3号
 那覇事務所 : 沖縄県那覇市久米二丁目4番14号

(6) 主要関連会社及び関連公益法人等の状況

名称	業務の概要	出資目的
関連会社		
(株) 北海道畜産公社	家畜の処理及び冷蔵庫の経営 枝肉取引市場の経営 肉畜及び畜肉の販売及び加工販売	食肉の需給規模の拡大に対処し、食肉の流通過程の改善合理化を図ること等
(株) 秋田県食肉流通公社	肉畜のと畜、解体 枝肉及び副産物の買い取り並びに受託処理加工 食肉及び副産物の加工並びに貯蔵販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、畜産振興、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 山形県食肉公社	食肉の生産処理及び保管 食肉、副産物の加工品の製造及び販売 食肉、副産物の冷蔵保管並びに委託処理	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 群馬県食肉卸売市場	冷蔵冷凍保管業務 豚枝肉、牛枝肉、食肉副生物等の仕入 食肉、食肉副生物、食肉加工品等の製造及び販売	食肉市場価格の安定及び肉畜生産の安定を図るとともに部分肉の流通を推進すること等
(株) 全日本農協畜産公社	畜産物の流通改善に関する事業 畜産物の加工処理及び販売 畜産物の冷蔵保管	畜産資源の価値を高め、畜産振興の安定的発展を図ること
(株) 山梨食肉流通センター	家畜のと畜、解体 食肉の処理、加工、販売 食肉市場の運営	畜産農家が安定的に出荷できる流通拠点を確保し、消費者に対し新鮮かつ安全な食肉を提供する流通拠点を整備し、畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること
(株) 富山食肉総合センター	肉畜のと畜解体処理	肉畜処理の円滑化と食肉の安定供

—	食肉の加工処理 食肉の冷蔵保管	給を図り、もって畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること等
(株) 鳥取県食肉センター	家畜のと畜、解体 食肉の処理、加工及び販売 副産物（原皮、内臓、骨等）の処理、加工及び販売	鳥取県肉畜生産の振興と食肉流通体系の近代化を図ること等
(株) 香川県畜産公社	獣畜のと畜解体処理 部分肉の処理、加工、保管 自社の敷地、建物、施設の管理運営	香川県肉畜生産の安定的基盤の確立と食肉流通の改善合理化をはかり畜産事業の発展向上を図ること等
JA えひめアイパックス (株)	家畜の処理・解体 家畜の内臓処理及び販売 食肉加工品の製造及び販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、畜産振興、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 熊本畜産流通センター —	肉畜のと畜・解体 食肉の製造加工及び販売 内臓など副産物の処理販売	加工処理機能の整備強化並びに販売体制の拡充強化を図り、産地食肉センターとして熊本県畜産の振興に寄与するとともに消費者のニーズに応える食肉流通拠点施設として経営すること
(株) ナンチク	食肉の製造及び販売 農産加工品の販売	食肉の製造及び販売並びにこれらに附帯する事業を営むこと等
(株) JA 食肉かごしま	牛・豚のと畜解体処理加工 豚の生産・販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること
(株) 沖縄県食肉センター	肉畜の集荷及び食肉、加工品の販売 家畜のと畜解体、処理加工 食肉及び副産物の冷蔵保管	肉畜の集荷及び食肉、加工品の販売等の事業を営むこと等
四国乳業 (株)	牛乳の処理及び販売 乳製品の製造及び販売 清涼飲料の製造及び販売	近代的な牛乳乳製品の処理加工施設の建設により、牛乳乳製品の製造コストを下げるとともに、生乳の流通の合理化を図り、酪農経営の安定に資すること等

名 称	業務概要	出資目的
関連公益法人等		
(一財) 生物科学安全研究所	医薬品、飼料等及び畜産物の安全性等の研究、検査及び技術の指導 実験動物としての家畜及び家禽の研究	家畜、家きんに使用する医薬品及び飼料の安全性と遺伝に及ぼす影響等の生物科学に関する研究、検査及び技術の指導を行い、もって学術の発展と畜産業の振興に寄与すること
(公財) 日本食肉流通センター	部分肉の取引のための施設の貸付けに関する事業 部分肉の取引数量、取引価格等の情報の収集及び公表 部分肉の流通の改善及び合理化のための調査研究等	部分肉の取引の適正化のための業務を行うことにより、食肉流通の改善及び合理化を推進し、もって畜産及びその関連産業の発展と国民の食生活の改善に資すること
(公財) 日本食肉消費総合センター	食肉の消費普及及び啓発宣伝 食肉の栄養及び調理に関する知識及び情報の収集、普及及び広報 食肉の生産・流通・消費の実情、動向の総合的調査研究と国際交流	食肉に関する知識及び情報の提供、食肉の消費普及、食肉の生産、流通及び消費に関する調査研究及び国際交流等を行い、もって国民の食生活の安定及び改善並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資すること
(公財) 日本食肉生産技術開発センター	食肉等の処理等の機械、施設、システムについての調査研究開発、情報収集、提供、コンサルタント業務	と畜から食肉等の処理、加工、流通及び販売に至る分野における機械、施設及びシステムについての研究開発、情報の収集等を行い、食肉等の生産、流通及び販売の改善及び合理化を推進し、もって畜産及び食肉産業の発展と食生活の改善に資すること
(公財) 加古川食肉公社	食肉産業振興に関する指導育成事業 食肉卸売市場の開設 食肉センターの近代化整備及び管理運営に関する事業	食肉流通機構の合理的改善と広域的な食肉供給拠点としての役割を確保することにより、安定的に食肉を供給するとともに、食生活の改善に関する知識の普及啓発を行い、もって地域社会の発展等に寄与する

		こと
(公財)奈良県食肉公社	と畜場の設置及び管理運営に関する事業 食肉市場の開設及び管理運営に関する事業 治水、環境対策に関する事業	肉畜処理の円滑化と食肉の安定供給を図り、もって畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること

(注) 詳細につきましては、附属明細書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

(7) 主要な財務データ (法人単位) の経年比較

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常費用	280,879	263,017	225,676	209,102	261,121
経常収益	160,860	242,595	201,586	193,085	247,806
当期総損益	△ 6,225	△ 4,594	△ 9,285	△ 13,246	△11,634
資産	506,898	447,503	395,953	442,600	363,300
負債	471,974	423,964	394,566	456,697	391,281
利益剰余金 (又は繰越欠損金(△))	4,369	△ 9,060	△ 31,496	△ 47,098	△61,044
業務活動による キャッシュ・フロー	90,589	△ 64,173	△ 63,455	36,626	△88,792
投資活動による キャッシュ・フロー	△ 10,206	90,801	5,593	△ 35,420	△13,192
財務活動による キャッシュ・フロー	△ 23,060	2,343	12,108	9,976	9,667
資金期末残高	270,448	299,418	253,665	264,846	172,529

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画 (法人単位) (令和6年4月1日当初)

① 予算

(単位:百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	3,073	業務経費	359,544
国庫補助金	4,827	借入金償還	70,400
その他の政府交付金	95,126	人件費	2,617
業務収入	56,269	一般管理費	1,081
拠出金	5,581	その他支出	297
負担金	2,439		
納付金	1,786		
資金より受入	183,055		
借入金	81,279		
諸収入	250		
合 計	433,686	合 計	433,939

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	360,427
経常費用	360,427
業務経費	356,304
人件費	2,661
一般管理費	1,068
その他支出	297
減価償却費	98
収益の部	349,141
経常収益	349,139
運営費交付金収益	2,803
補助金等収益	291,085
業務収入	54,657
資産見返運営費交付金戻入	20
資産見返補助金戻入	16
賞与引当金見返に係る収益	161
退職給付引当金見返に係る収益	150

諸収入	248
臨時利益	1
過年度補助事業費返還金等	1
純利益（△純損失）	△ 11,286

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	654,368
業務活動による支出	380,700
投資活動による支出	108,555
財務活動による支出	116,085
次年度への繰越金	49,028
資金収入	654,368
業務活動による収入	167,380
投資活動による収入	218,850
財務活動による収入	125,804
前年度繰越金	142,333

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

16 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、普通預金、定期預金など

有価証券：満期保有目的の債券で、満期日が1年以内に到来するもの

その他（流動資産）：未収金、未収収益、前払費用など

有形固定資産：建物、車両運搬具、工具器具備品及び土地であり、長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：電話加入権

投資有価証券：満期保有目的の債券で、満期日の到来が1年を超えるもの及び関係会社以外（出資比率20%未満）の有価証券

関係会社株式：出資比率が20%以上の株式

投資評価引当金：関係会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて

算出した額が取得原価よりも下落した場合における当該下落額
その他（投資その他の資産）：敷金保証金、自動車リサイクル預託金
運営費交付金債務：国から交付された運営費交付金のうち未実施の部分に該当する債務残高
預り補助金等：業務を実施するために国から交付された補助金等のうち、1年以内に使用されると認められる未実施の部分に該当する債務残高
短期借入金：事業資金の調達のため金融機関から借り入れた借入金で、返済日が1年以内に到来するもの
未払金：売買事業費未払金、未払費用に属さない未払債務の総称
その他（流動負債）：リース債務、未払費用、受入保証金など
資産見返負債：国から交付された運営費交付金や補助金等で償却資産を取得した場合に計上される負債額
長期預り補助金等：業務を実施するために国から交付された補助金等のうち、1年を超えて使用されると認められる未実施の部分に該当する債務残高
引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金が該当
その他（固定負債）：リース債務
政府出資金：国からの出資金であり、財産的基礎を構成
関係会社株式評価差額金：関係会社株式の持分相当額が取得原価よりも増加した場合の評価差額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失
行政コスト：アウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務経費：業務に要した費用
交付金：肉用牛肥育経営安定交付金、肉豚経営安定交付金、加工原料乳生産者補給交付金、指定野菜生産者補給交付金、契約指定野菜交付金、甘味資源作物交付金、国内産糖交付金、でん粉原料用いも交付金、国内産いもでん粉交付金、肉用子牛生産者補給交付金
補助金：畜産業振興事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、契約特定野菜等安定供給促進事業、緊急需給調整事業、大規模契約栽培産地育成強化事

業、砂糖生産振興事業により交付した補助金

国庫納付金：糖価調整事業収入及びでん粉価格調整事業収入の一部を国の特別会計へ納付するもの

人件費：給与、賞与、法定福利費等、役職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

一般管理費：管理業務に要した費用

その他（経常費用）：畜産業振興資金繰入、賠償償還及払戻金、支払利息、雑損

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

補助金等収益：国からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益

事業収入：輸入乳製品売渡収入、糖価調整事業収入、でん粉価格調整事業収入

その他（経常収益）：資産見返運営費交付金戻入、資産見返補助金等戻入、受取利息、有価証券売却益、雑益

臨時損失：関係会社株式評価損、固定資産除却損など

臨時利益：運営費交付金精算収益化額、過年度補助事業費返還金など

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間から繰り越された積立金の当期の費用発生による取崩額

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出、事業費支出など

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出など

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ホームページでは、alicの法人情報、業務関連情報、統計資料等のほか、くらしに役立つ農畜産物の消費者向け情報も発信しています。

◆その他公表資料等

情報誌（月報）

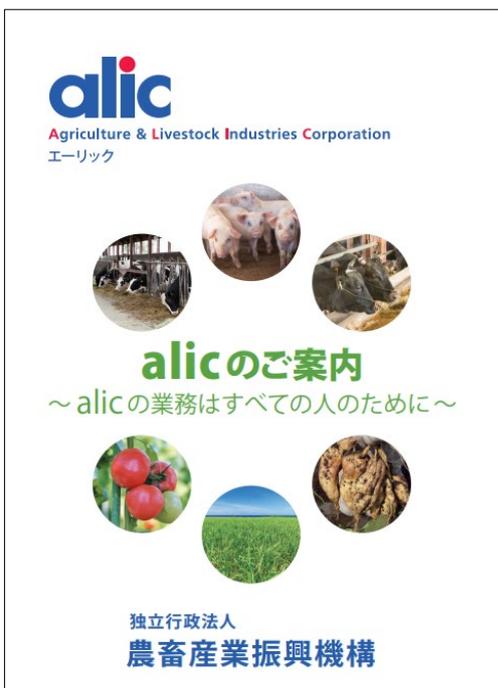


各種ソーシャルメディア

(Facebook、Instagram、YouTube)



パンフレット



広報 web マガジン

